

第二十四回国会
衆議院

大蔵委員會議録第二十三号

昭和三十一年三月二十七日(火曜日)

午前十一時十三分開議

出席委員

委員長 松原喜之次君

理事有馬 英治君 理事黒金 泰美君

理事小山 長規君 理事高見 三郎君

理事藤枝 泉介君 理事石村 英雄君

理事春日 一幸君

生田 宏一君 植木庚子郎君

遠藤 三郎君 大橋 忠一君

大平 正芳君 奥村又十郎君

加藤 高藏君 龜山 孝一君

木崎 茂男君 吉川 久衛君

小西 寅松君 杉浦 武雄君

田子 一民君 竹内 俊吉君

内藤 友明君 中山 榮一君

夏堀源三郎君 福田 越夫君

古川 丈吉君 保利 茂君

森 清君 有馬 輝武君

石山 權作君 井上 良二君

井堀 繁雄君 木原津與志君

竹谷源太郎君 田万 廣文君

平岡忠次郎君 横銭 重吉君

横山 利秋君

出席政府委員

大蔵政務次官 山手 満男君

大蔵事務官 宮川新一郎君

(主計局次長) 大蔵事務官 渡邊喜久造君

(主税局長) 大蔵事務官 阪田 泰二君

農林事務官(大臣 官房予算課長) 昌谷 孝君

委員外の出席者

大蔵事務官 竹内 勉君

農林事務官(食糧 庁業務第二部 丹羽雅次郎君 入計課課長)

専門員 榎木 文也君

三月二十三日

委員星島二郎君及び横路節雄君辞任につき、その補欠として古川丈吉君及び井堀繁雄君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十七日

委員淺香忠雄君、川島正次郎君、坊秀男君、前田房之助君、山村新治郎君及び横川重次君辞任につき、その補欠として龜山孝一君、植木庚子郎君、木崎茂男君、田子一民君、大橋忠一君及び森清君が議長の指名で委員に選任された。

三月二十三日

国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四七号) 同月二十四日

接収資金等その他の処理に関する法律案(内閣提出第一四八号)

国の債権の管理等に関する法律案(内閣提出第一四九号)(予)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)

余剰農産物資金融通特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第四六号)

厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第四八号)

船員保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第八六号)

關稅定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)

国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四七号)

接収資金等その他の処理に関する法律案(内閣提出第一四八号)

国の債権の管理等に関する法律案(内閣提出第一四九号)(予)

○松原委員長 これより會議を開きます。

去る二十三日当委員会に審査を付託されました国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案及び去る二十四日付託されました接収資金等その他の処理に関する法律案並びに去る二十四日予備審査のため本院に送付され、同日当委員会に予備付託となりました国の債権の管理等に関する法律案の三法律案を一括議題として、審査に入ります。

まず政府側より順次提案理由の説明を聴取いたします。大蔵政務次官山手満男君。

国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案

国家公務員共済組合法の一部を改正する法律

国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「(以下各省各庁の長という。)」を「(第七条、第六十九

条及び第八十三条の二を除き、前条第二項第一号の二、第二号、第四号、第五号、第七号又は第八号に掲げる職員を単位として設けられた組合にあつては、それぞれ防衛庁長官、調達庁長官、印刷局長、造幣局長、林野庁長官又は自治庁長官とし、以下各省各庁の長という。)」に改める。

第七条中「施設」の下に「(土地を含む。)」を加える。

第八条第二項中「会計組織」を「會計その他財務に關して必要な事項」に、「収支計算書」を「損益計算書」に改める。

第九条第三項中「資産及び會計」を「財産及び業務の状況」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(国家公務員共済組合審議会)

第九条の二 組合に關する基本的施策及び組合の運営に關する重要事項について、大蔵大臣の諮問に應じて調査審議するため、大蔵省の附屬機關として、国家公務員共済組合審議会(以下審議会という。)を置く。

2 審議会は、組合に關する施策及び組合の運営に關する事項について、大蔵大臣に建議することができ。

3 審議会は、委員十三人以上以内で組織する。

4 委員は、学識経験がある者、関係行政機關の職員及び組合員のうちから大蔵大臣が任命し、その任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

5 審議会に、委員の互選による会長一人を置く。

6 会長は、会務を總理する。会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

7 委員は、非常勤とする。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第十三条第三号中「第一条各号に掲げる職員」の下に「(第八十三条の四又は第八十三条の五の規定により組合員となされる者を除く。)」を加える。

第十四条の見出しを「(組合員たる期間の計算)」に改める。

第十五条第一項中「組合員が、」の下に「引き続き」を加え、同条第二項中「前項を第一項に、」同法第四十一条の退職年金を「同法の規定による退職年金又は廃疾年金」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 組合員がその資格を喪失した後再びもとの組合又は他の組合の組合員たる資格を取得したときは、前後の組合員であつた期間を合算する。ただし、前後の組合員であつた期間を合算した期間が二十年に達しないときは、退職一時金又は遺族一時金の基礎となるべき組合員の期間の計算については、この限りでない。

3 組合員の資格を喪失した日の前日の属する月に再び組合員たる資

格を取得した場合における後の組合員であつた期間の計算については、前条の規定にかかわらず、その再び組合員たる資格を取得した月、その期間に算入しない。

第十六条第一項中「(第四十条の規定の適用を受ける者を含む。)」を「(組合員であつた者で退職年金又は療養年金を受ける権利を有するものを含む。)」に改め、同条第三項中「退職年金」の下に「又は療養年金」を加える。

第二十四条の三第二項中「当該権利を失つた場合」を「死亡した場合」に改める。

第二十六条中「その者に支給すべき給付金」を「その者が死亡した場合にあつては、その者の遺族に支給すべき給付金(埋葬料及び家族埋葬料に係る給付金を除く。以下この条において同じ。)」に改める。

第二十七条に次の一項を加える。
2 前項の時効は、この法律の規定により給付の額の全部の支給を停止する期間内は、進行しない。
第二十七条の次に次の一条を加える。

(給付の請求に係る期間の計算)
第二十七条の二 この法律の規定により給付の請求に係る期間を計算する場合において、その請求が書面の郵送により行われたものであるときは、郵送に要した日数は、その期間に算入しない。

第二十九条中「給付を受ける権利を有する者」の下に「(給付事由が組合員の被扶養者について生じた場合にあつては、当該被扶養者を含む。)」を加える。

第三章第一節中第二十九条の次に次の一条を加える。
(不正受給者等からの費用の徴収)
第二十九条の二 偽りその他不正の行為により給付を受けた者がある場合には、組合は、その者から、その給付に要した費用(その給付が療養の給付であるときは、第三十一条第一項第二号又は第三号の規定により支払つた一部負担金に相当する額を控除するものとする。の)全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の場合において、第三十一条第一項第三号に規定する保険医療機関において診療に従事する保険医(第三十三条の二に規定する保険医をいう。)が組合に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その給付が行われたものであるときは、組合は、その保険医に対し、給付を受けた者と連帯して前項の規定により徴収すべき金額を納付させることができる。
3 前二項の規定による費用の徴収については、国税徴収の例によることができる。この場合において、組合は、滞納処分を行うには、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

第三十一条第一号中「組合の」を「組合(第六十三条の二第一項に規定する連合会を含む。)」に改め、「医療機関」の下に「又は薬局」を加え、同条第二号中「組合員の療養について組合が契約している医療機関」を「特定の組合の組合員のための療養を行う医療機関又は薬局で組合が契約しているもの」に改め、「当該医療機関」の下に「又は薬局」を加え、「厚生大臣の定める基準による初診料」を「(健康保険法第四十三条ノハの規定の例により算定する一部負担金(以下一部負担金という。))」に改め、同条第三号中「保険医又は保険薬剤師」を「保険医療機関又は保険薬局」に改め、「組合は、厚生大臣の定める基準」の下に「(当該基準の範囲内において組合が保険医療機関又は保険薬局との契約により別段の定をした場合にあつては、その契約により定めたる基準)」を加え、「厚生大臣の定める基準による初診料」を「一部負担金」に改め、同条第四号中「医療機関以外の医師、歯科医師、薬剤師又はその他の医療機関」を「医療機関及び薬局以外の病院、診療所、薬局その他の療養機関」に、「又は手当」を「手当若しくは薬剤の支給」に、「厚生大臣の定める基準による初診料」を「一部負担金」に改め、同条に次の一項を加える。

2 組合員が前項第一号から第三号までの規定により療養を受ける場合の手續に關しては、命令で定める。

第三十二条第一項中「被扶養者が」を「被扶養者は、前条の規定に準じ」に改め、「受けようとするときは、前条の規定に準じ、任意の医療機関から」を削り、「同条の規定」を「前条第一項の規定」に、「同条第二号」を「同項第二号」に改める。
第三十三条の見出し中「保険医等」を「保険医療機関等」に改め、同条中「保険医又は保険薬剤師」を「保険医療機関又は保険薬局」に、「第三十一条第三号」を「第三十一条第一項第三号」に改める。

第三十三条の二を次のように改める。
(保険医療機関の療養担当等)
第三十三条の二 保険医療機関若しくは保険薬局又はこれらにおいて診療若しくは調剤に従事する保険医若しくは保険薬剤師(健康保険法第四十三条ノ二に規定する保険医又は保険薬剤師をいう。)は、健康保険法及びこれに基く命令の規定の例により、組員及びその被扶養者の療養並びにこれに係る事務を担当し、又は診療若しくは調剤に当らなければならない。

第三十四条第一項中「同一の疾病並びに負傷及びこれに因り発生した疾病に關し左に掲げる事由に該当事るに至つたとき」を「同一人に係る同一の疾病又は負傷及びこれらに因り発生した疾病に關しては、これらの給付(市町村職員共済組合法によるこれらの給付に相当するものを含む。の)支給開始後三年を経過したとき」に改め、同項各号を削る。

第三十五条第三項中「被扶養者である配偶者」の下に「(前項本文の規定の適用を受ける者を除く。)」を加える。

第三十六条(見出しを含む。中)「保育」を「保育」に改め、同条第一項中「配偶者の下に」(次項の規定により準用する前条第二項本文の規定の適用を受ける者を除く。の)を加え、同条に次の一項を加える。

4 前三項の規定による保育手当金は、分べんしたときに前金払をすることができる。

第三十七条第二項中「被扶養者」の下に「(次条第一項の規定の適用を受ける者を除く。)」を加える。

第三十九条第一項中「該当し組合員たる資格を喪失したとき(退職年金を受ける権利を有しない組合員が市町村職員共済組合の組合員の資格を取得し市町村職員共済組合法第三十三条第二項の規定の適用を受けるときを除く。の)」を「該当したとき」に改め、同条に次の二項を加える。

8 退職年金を受ける権利を有する者が別表第二に掲げる程度の廃疾の状態になつたときは、その状態にある間は、その者には、第一項ただし書の規定を適用しない。

4 退職一時金又は療養一時金の支給を受けた後再び組合員となつた者に退職年金を支給する場合に、第二項の規定により算定した退職年金の額から、前に支給を受けた退職一時金又は療養一時金の額を基準として政令で定めるところにより算定した金額を控除した額を退職年金の額とする。ただし、政令の定めるところにより当該退職一時金又は療養一時金の額を基準として政令で定める額を返還した場合は、この限りでない。

第四十条に見出しとして「(再就職した場合の退職年金の停止等)」を附し、同条第一項中「退職年金の支給を受ける者」を「退職年金を受ける権利を有する者」に改め、同条第三項中「(従前の退職年金の額より)」を「(従前の退職年金の額に後の組合員であつた期間一年につき再び第三十三条第二号又は第三号に規定する事由に該当した当時の俸給日額の四日分を加算した額より)」に、「(従前の退職年金の額をもつて)」を「その額を」に改める。

第四十二条第一項を次のように改める。

組合員であつた期間六月以上の者が公務によらないで疾病にかかり、若しくは負傷したものが退職した場合において、その退職の時（組合員の資格を喪失した後に第三十四条第二項の規定により継続して療養の給付又は療養費を受けている場合においては、これを受けることができる期間内になつた時又はなおらないがその期間を経過した時。以下第四十五条までにおいて同じ。）に、当該疾病若しくは負傷の結果として、別表第二に掲げる程度の廃疾の状態にあるとき、又は廃疾一時金の支給を受けた者の廃疾の程度が退職の時から五年以内に増進し、別表第二に掲げる程度の廃疾の状態に該当することとなつた場合において、その期間内に請求があつたときは、その程度に応じて、その者の死亡に至るまで廃疾年金を支給する。

第四十二条に次の一項を加える。

4 退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた後に廃疾年金を支給すべき事由が生じた者に廃疾年金を支給する場合に、前二項の規定により算定した廃疾年金の額から、前に支給を受けた退職一時金又は廃疾一時金の額を基準として政令で定めるところにより算定した金額を控除した額を廃疾年金の額とする。ただし、政令の定めるところにより、当該退職一時金又は廃疾一時金の額を基準として政令で定める額を返還した場合は、この限りでない。

第四十三条を次のように改める。

（廃疾の併合による廃疾年金）
第四十三条 廃疾年金を受ける権利を有する者若しくは廃疾一時金の支給を受けた者に対して更に廃疾年金を支給すべき事由が生じたとき、又は廃疾一時金の支給を受けた者に対して更に廃疾一時金を支給すべき事由が生じた場合において、当該事由が生じた時における前後の廃疾を併合した廃疾の程度が別表第二に掲げる廃疾の程度に該当するときは、前後の廃疾を併合した廃疾の程度による廃疾年金を支給する。

2 廃疾年金を受ける権利を有する者が前項の規定により前後の廃疾を併合した廃疾の程度による廃疾年金を受ける権利を取得したときは、従前の廃疾年金を受ける権利は、消滅する。

第四十四条に見出しとして「廃疾の程度が変つた場合の年金額の改定等」を附し、同条中「前条を」「第二項」に改め、同条を同条第四項とし、同条に第一項から第三項までとして次のように加える。

廃疾年金を受ける権利を有する者の廃疾の程度が減退したとき、又は退職の時から五年以内に増進した場合において、その期間内に請求があつたときは、その減退し、又は増進した後において該当する別表第二に掲げる廃疾の程度に応じて、その廃疾年金の額を改定する。

2 廃疾年金を受ける権利を有する者が廃疾年金の支給を受ける程度の廃疾の状態に該当しなくなつたときは、その権利は、消滅する。

3 組合員であつた期間二十年以上で廃疾年金を受ける権利を有する者が前項の規定によりその支給を受けなくなつたときは、第二十五条第三号の規定により支給しないこととされてゐた退職年金を支給する。ただし、第三十九条第一項ただし書の規定の適用を妨げない。

（再就職した場合の廃疾年金の停止等）
第四十四条の二 廃疾年金を受ける権利を有する者が再び組合員となつたときは、その組合員となつた日の属する月から廃疾年金の支給を停止する。

2 前項の規定により廃疾年金の支給を停止された組合員が再び退職した場合において、その退職の時に別表第二に掲げる程度の廃疾の状態にあるときは、前後の組合員であつた期間を合算し、その廃疾の程度に応じて廃疾年金の額を改定する。

3 前項の規定により廃疾年金の額を改定した場合において、その改定額が従前の廃疾年金の額（改定廃疾年金の基礎となる廃疾の程度が従前の廃疾年金の基礎となつた廃疾の程度より低い場合にあつては、従前の廃疾年金の基礎となつた廃疾の程度が改定廃疾年金の基礎となる廃疾の程度に相当する程度であつたもの）とみなして算定した額）に、組合員であつた期間十年をこえ二十年に至るまではその十年をこえる期間のうち後の組合員であつた期間一年につき再び退職した当時の俸給日額の三十分を、二十年をこえる期間についてはその期間のうち後の組合員であつた期間一年につき当該俸給日額の四十分を加算した額より少いときは、その額を改定廃疾年金の額とする。

職した当時の俸給日額の三十分を、二十年をこえる期間についてはその期間のうち後の組合員であつた期間一年につき当該俸給日額の四十分を加算した額より少いときは、その額を改定廃疾年金の額とする。

組合員であつた期間六月以上の者が公務によらないで疾病にかかり、又は負傷したものが退職した場合において、その退職の時に、当該疾病又は負傷の結果として、別表第四に掲げる程度の廃疾の状態にあるときは、その者に廃疾一時金を支給する。

第四十八条第一項第二号を次のように改める。

二 婚姻としたとき、又は直系姻族以外の者の養子となつたとき。

第五十四条中「組合員が」の下に「前条に規定する非常災害により」を加える。

第三章第六十二条の次に次の一条を加える。

第六十二条の二 他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担において療養又は療養費の支給を受けたときは、その受けた限度において、療養の給付又は療養費の支給は、行わない。

第六十三条に次の一号を加える。

六 その他組合員の福利及び厚生に資する事業で運営規則で定め

るもの
第六十八条第二項中「前項の掛金は」の下に、命令の定めるところにより」を加える。

第六十八条の二第二項中「組合員の俸給支給機関」を「組合員（組合員であつた者を含む。以下この項において同じ。）の俸給支給機関」に、「その他の給与から」を「その他命令で定める給与から」に改める。

第七十一条に次の一項を加える。

4 第二十七条の二の規定は、前項の期間について準用する。

第八十一条及び第八十二条を次のように改める。

（船員たる組合員についての期間計算の特例）
第八十一条 船員たる組合員の船員保険の被保険者（以下船員という。）であつた期間（船員たる組合員であつた期間を含む。以下同じ。）の計算については、船員保険法の定めるところによる。

2 船員たる組合員若しくは船員たる組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する退職給付、廃疾給付又は遺族給付の支給については、船員であつた期間に三分の四を乗じて得た期間（船員でない組合員であつた期間がある場合には、その期間を合算した期間）を組合員であつた期間とみなす。ただし、その期間が二十年未満である者（船員保険法第三十四条第一項第二号又は第三号に該当する者を除く。）については、船員たる組合員であつた期間（組合員でない組合員であつた期間がある場合にはその期間に二分の一を乗じて得た期間を、船員でない組合員であつた期間である場合にはその期間をそれぞれ合算した期間）を組合員であつた期間とする。

3 船員たる組合員若しくは船員たる組合員であつた者又はこれらの者の遺族が、第八十二条の二の規定により、船員保険法第三章第五節から第八節までに規定する給付又は同章第九節に規定する遺族年金を選別した場合において、当該船員たる組合員又は船員たる組合員であつた者に船員でない組合員であつた期間があるときは、これらの者に支給すべき退職給付、廃疾給付又は遺族給付の基礎となるべき組合員たる期間の計算については、前項の規定にかかわらず、組合員であつた期間から船員たる組合員であつた期間を控除した期間を、組合員であつた期間とみなす。

(漁船乗組員等についての特例)
第八十二条 船員たる組合員又は船員たる組合員であつた者で船員保険法第三十四条第一項第二号又は第三号に該当するものに対するこの法律の規定の適用については、第十五条第二項、第三十九条第一項、第四十一条第一項、第四十六条、第四十七条及び第五十一条中「二十年」とあるのは「十五年」とし、第三十九条第二項中「四月分」とあるのは「三月分」と、二十年以上一年を増すごとにその一年につき俸給日額の四日分を」とあるのは「十五年をこえ二十年に達するまでは十五年以上一年を増すごとにその一年につき俸給日額の六日分を、二十年以上一年を増すごとにその一年につき俸給日額の六日分を、二十年以上一年を増すごとにその一年につき俸給日額の四日分を、それぞれ」とし、第四十条第三項

中「四日分」とあるのは「四日分(組合員であつた期間二十年に達するまでは六日分)」とし、第五十条第二項中「組合員であつた期間に應じ別表第五に定める日数」とあるのは「百二十」とする。
第八十二条の次に次の一条を加える。
(船員保険法による給付の選択)
第八十二条の二 船員たる組合員又は船員たる組合員であつた者の船員である期間又は船員であつた期間に係る給付は、第三章、第八十一条第二項及び前条の規定にかかわらず、これを受ける権利を有する者の選択により、当該船員たる組合員又は船員たる組合員であつた者が組合員とならなかつたものとした場合に受けるべき船員保険法の規定による給付(失業に関する給付を除く。)とすることができ

第八十三条中「船員たる組合員でない船員保険の被保険者」を「組合員でない船員」に、「これを船員保険の被保険者」を「これを船員」に、「前条」を「前三条」に改める。
第八十四条の二第一項中「第三十一条各号」を「第三十一条第一項各号」に改め、認めるときは、「の下に」「医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行つた者若しくはこれらの者を使用する者に対しその行つた診療、薬剤の支給若しくは手当に關し、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を求め、若しくは当該職員をして質問させ、又はを加え、「医療機関」を「保険医療機関若しくは保険薬局」に、「又は当該職員」を「若しくは

は当該職員」に、「病院、診療所、助産所若しくは施設所」を「施設に」「診療録」を「診療録」に改め、同条第二項中「前項の規定により」の下に「質問し、又は」を加え、同条第三項中「立入検査」を「質問又は立入検査」に改める。
第八十四条の三を次のように改める。

第八十四条の三 医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行つた者又はこれらの者を使用する者が前条第一項の規定による報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられて正当な理由がなくこれに従わず、又は同項の規定による質問に対して正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、一万円以下の罰金に処する。
第九十五条中「(以下控除期間という。)」を「(第十五条第四項において準用する同条第一項の規定により、この法律による組合の組合員であつた期間とみなされる市町村職員共済組合の組合員であつた期間のうち市町村職員共済組合法附則第三十一条に規定する控除期間を含むものとし、以下控除期間という。)」に改める。

第九十六条中「第一項に規定する組合員」を「第一項の規定の適用を受ける組合員」に、「同項に規定する組合員」を「同項の規定の適用を受ける組合員(同条第二項の規定により退職給付、廃疾給付及び遺族給付に關する規定の適用を受ける組合員を除く。)」に、「これを退職とみなす。」を「その前日に退職したものとみなす。」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定は、第九十四条第二項の規定により退職給付、廃疾給付及び遺族給付に關する規定の適用を受ける組合員がこれらの給付に關する規定の適用を受けない組合員となつた場合に、これを準用する。
3 退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者が再び第九十四条第一項の規定の適用を受ける組合員となつたときは、その組合員となつた日の属する月以後その者が組合員である間は、その支給を停止する。
別表第二の一級の項の廢疾の狀態の欄中「高度の精神障害の下に」「又は身体障害」を加える。
別表第四の廢疾の狀態の欄中「言語の機能に著しい障害」を「言語の機能に障害」に改める。

す。」に改め、同条に次の二項を加える。
2 前項の規定は、第九十四条第二項の規定により退職給付、廃疾給付及び遺族給付に關する規定の適用を受ける組合員がこれらの給付に關する規定の適用を受けない組合員となつた場合に、これを準用する。
3 退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者が再び第九十四条第一項の規定の適用を受ける組合員となつたときは、その組合員となつた日の属する月以後その者が組合員である間は、その支給を停止する。
別表第二の一級の項の廢疾の狀態の欄中「高度の精神障害の下に」「又は身体障害」を加える。
別表第四の廢疾の狀態の欄中「言語の機能に著しい障害」を「言語の機能に障害」に改める。

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和三十一年七月一日から施行する。ただし、第九条又は第二十九条の次にそれぞれ一条を加える改正規定、第三十一条から第三十三条の二まで、第八十四条の二及び第八十四条の三の改正規定並びに附則第四条から第七条まで、第十七条及び第十八条の規定(以下「健康保険法の改正に伴う改正規定等」という。))は、昭和三十一年五月一日から施行する。
(組合員たる期間の計算に關する経過措置)
第二条 改正後の国家公務員共済組合法(以下「新法」という。))第十五

条第二項の規定は、この法律(附則第一條ただし書に係る部分を除く。以下同じ。))の施行前に再び組合員たる資格を取得した者に係る給付でこの法律の施行後給付事由が生じたものの基礎となるべき組合員たる期間の計算について、も、適用する。
(時効に關する経過措置)
第三条 新法第二十七条第二項の規定は、この法律の施行の際改正前の国家公務員共済組合法(以下「旧法」という。))の規定により給付の額の全部の支給を停止されている組合員又は組合員であつた者のその停止されていた期間について、も、適用する。
(組合の契約する医療機関等に關する経過措置)
第四条 健康保険法の改正に伴う改正規定等の施行の際現に組合が契約している旧法第三十一条第二号に規定する医療機関は、昭和三十一年七月三十一日までは、新法第三十一条第一項第二号に規定する医療機関又は薬局に該当しないものであつても、これらに該当するものとみなす。

(二)部負担金に關する経過措置
第五条 健康保険法の改正に伴う改正規定等の施行の際現に病院又は診療所に収容されている者は、当該疾病又は負傷及びこれらにより発生した疾病については、新法第三十一条第一項第二号及び第三号の規定にかかわらず、健康保険法第四十三条ノ八第一項第三号の規定の例により算定する一部負担金に相当する金額を支払うことを要

しない。ただし、その者がこの法律の施行後引き続き当該疾病又は負傷及びこれらにより発生した疾病により病院又は診療所に収容されている間に限る。

第六条 組合は、当分の間、組合員が新法第三十一条第一項第三号ただし書の規定による一部負担金を支払つたことにより生じた余剰財産の範囲内で、一部負担金の払戻その他の措置で大蔵大臣の定めるものを行うことができる。

(療養費に関する経過措置)

第七条 健康保険法の改正に伴う改正規定等の施行前に行われた診療又は手当に係る療養費の支給については、なお従前の例による。

(退職年金の受給者に関する経過措置)

第八条 この法律の施行の際、旧法第三十九条の規定により退職年金を受ける権利を有する者で同条第一項ただし書の規定の適用を受けているものが現に新法別表第二に掲げる程度の廃疾の状態にあるときは、その者が年令五十歳に達する前においても、この法律の施行後その状態にある間、退職年金を支給する。

第九条 新法第四十条第三項の規定は、旧法第四十条第一項の規定により退職年金の支給を停止されている組合員がこの法律の施行後新法第四十条第二項の規定により退職年金の改定を受ける場合についても、適用する。

(廃疾年金の受給者等に関する経過措置)

第十条 新法第四十二条第一項及び第四項の規定は、この法律の施行

前に旧法第四十五条の規定により廃疾一時金の支給を受けた者でその給付事由が生じた日からこの法律の施行の日までの期間が五年に達しないものについても、適用する。

第十一条 新法第四十三条の規定は、この法律の施行の際旧法第四十二条の規定により廃疾年金を受ける権利を有する者又はこの法律の施行前に旧法第四十五条の規定により廃疾一時金の支給を受けた者についても、適用する。

第十二条 新法第四十四条第一項の規定は、この法律の施行の際旧法第四十二条の規定により廃疾年金を受ける権利を有する者についても、適用する。

第十三条 新法第四十四条の二の規定は、旧法第四十二条の規定により廃疾年金を受ける権利を有する者がこの法律の施行の際現に組合員となつてゐる場合又はこの法律の施行後再び組合員となつた場合についても、適用する。この場合において、その者がこの法律の施行の際現に組合員となつてゐるときは、新法第四十四条の二第一項中「その組合員となつた日の属する月」とあるのは、「昭和三十一年七月」とする。

(遺族年金の失権に関する経過措置)

第十四条 新法第四十八条第一項第二号の規定は、この法律の施行の際遺族年金を受ける権利を有する者についても、適用する。

(船員たる組合員の期間の計算に関する経過措置)

第十五条 昭和二十九年五月一日前における船員保険の被保険者であ

つた期間が三年以上である者で同日において現に五十歳以上であつたものに支給する新法の規定による退職一時金の基礎となるべき組合員たる期間の計算については、新法第八十一条第二項ただし書中「その期間に二分の一を乗じて得た期間」とあるのは、「昭和二十九年五月一日以後の期間に二分の一を乗じて得た期間及び同日前の期間」として、同項の規定を適用する。

(従前の給付に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前に給付

事由が生じた給付については、附則第三条から前条までに規定する事項を除くほか、なお従前の例による。

(従前の行為に対する罰則の適用)

第十七条 健康保険法の改正に伴う改正規定等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(大蔵省設置法の一部改正)

第十八条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

財政制度審議会 国家公務員共済組合審議会	国の予算、決算及び会計の制度に重要な事項について調査審議すること。 大蔵大臣の諮問に應じて、国家公務員等の共済組合に関する基本的施策及び組合の運営に関する重要事項について調査審議すること。
-------------------------	---

接収貴金属等の処理に関する法律案

接収貴金属等の処理に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、連合国占領軍に接収された貴金属等、その後連合国占領軍から政府に引き渡されたもの等について、公平適正かつ迅速に、返還その他の処理をすることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「貴金属等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 金、銀、白金、ルテニウム、ロジウム、パラジウム、オスミウム、イリジウム、イリドスミウム及びこれらの合金の地金及び製品
- 二 ダイヤモンドその他の貴石及び半貴石並びにこれらを用いた製品
- 三 前各号に掲げるものの容器及び付属品
- 四 その他政令で定める物品

3 この法律で「保管貴金属等」とは、次の各号に掲げるもので、この法律の施行の際現に大蔵大臣が他人のために管理しているものをいう。

- 一 接収された貴金属等(接収の後溶解されたものを含む。以下「接収貴金属等」という。)
- 二 接収貴金属等のうち連合国占領軍が処分したもの代償である金の地金及び預金(これに係る利息を含む。以下同じ。)
- 三 連合国占領軍から接収貴金属等の引渡を受けた者が当該接収貴金属等に代るべきものとして連合国占領軍に引き渡した金及び銀の地金
- 四 旧連合国占領軍の管理下から解除された貴金属等に代るべき貴金属の地金の連合国占領軍に対する引渡に関する法律(昭和二十三年法律第十九号。以下「代替貴金属に関する法律」という。)

第一条の規定により大蔵大臣が連合国占領軍に引き渡した金及び銀の地金(連合国占領軍の管理下から解除された貴金属等)と同法第二条の受益者に受け取られなかつたものに代るべきものを除く。

(他の法令との関係)

第三条 保管貴金属等の返還その他の処理については、他の法令にかかわらず、この法律の定めるところによる。

(返還等の処理機関)

第四条 大蔵大臣は、この法律の定めるところにより、保管貴金屬等について返還その他の処理をするものとし、その処理が完了するまで、適正にこれを管理しなければならない。

(返還の請求)

第五条 その占有に係る貴金屬等を接収された者(以下「被接収者」という。)又はその相続人(被接収者が法人である場合には、合併によりその法人の権利義務を承継した法人。以下同じ。)で、この法律の施行前に接収貴金屬等の返還を受けていないものは、この法律の施行の日から起算して五月以内限り、当該接収貴金屬等について、大蔵大臣に対し、その種類、形状その他接収の事実を明らかにした書面を提出して、返還の請求をすることが出来る。

2 被接収者又はその相続人でこの法律の施行前に接収貴金屬等の返還を受けたもののうち、当該接収貴金屬等に代るべき金又は銀の地金を連合国占領軍に引き渡した者(その権利義務を承継した者を含む。)は、この法律の施行の日から起算して五月以内限り、当該金又は銀の地金について、大蔵大臣に対し、その種類、形状その他引渡の事実を明らかにした書面を提出して、返還の請求をすることが出来る。

3 被接収者又はその相続人でこの法律の施行前に接収貴金屬等の返還を受けたもののうち、代替貴金屬等に関する法律第四条の規定により当該接収貴金屬等に代るべき金

又は銀の地金を連合国占領軍に引き渡したものとみなされた者(その権利義務を承継した者を含む。)は、この法律の施行の日から起算して五月以内限り、当該金又は銀の地金について、大蔵大臣に対し、代替貴金屬等に関する法律第二条第三項の規定により通知された事項及び同条第一項の規定により国に納付した金額を記載した書面を提出して、返還の請求をすることが出来る。

4 接収貴金屬等の所有者(当該接収貴金屬等に係る被接収者又はその相続人である者を除く。)は、被接収者又はその相続人が第一項の規定により当該接収貴金屬等について返還の請求をしない場合には、この法律の施行の日から起算して七月以内限り、当該接収貴金屬等について、大蔵大臣に対し、同項に規定する書面を提出して、返還の請求をすることが出来る。

5 接収貴金屬等の所有者が国であり、かつ、当該接収貴金屬等の被接収者が国でない場合には、当該接収貴金屬等の被接収者は、第一項の規定にかかわらず、当該接収貴金屬等の返還の請求をすることが出来ない。この場合においては、前項の規定を適用せず、国を当該接収貴金屬等の被接収者とみなして、第一項の規定を適用する。

6 被接収者又は接収貴金屬等の所有者が国である場合には、接収時において当該接収貴金屬等を管理していた官署又はその官署からこれを引き継いだ官署の長が、第一

項から第三項までの規定による返還の請求をするものとする。
(接収貴金屬等の認定及び請求の棄却)

第六条 大蔵大臣は、前条第一項又は第四項の規定により接収貴金屬等について返還の請求があつた場合には、返還請求者がその請求をすることが出来る者(以下「権利者」という。)であるかどうかを審査し、権利者であると認めたときは、当該接収貴金屬等の種類、形状、品位並びに重量及び個数又は総重量を認定するものとする。

2 前項の認定(返還請求者が権利者であると認めることを含む。)は、返還請求者が提出した証拠その他の証拠によつてしなければならない。

3 大蔵大臣は、第一項の場合において、次の各号の一に該当するときは、当該接収貴金屬等についての返還の請求を棄却しなければならない。

一 返還請求者が権利者であると認められないとき。
二 当該接収貴金屬等の種類、形状又は個数(政令で定めるもの)については、総重量を認定することが出来ないとき。
三 当該接収貴金屬等が保管貴金屬等のうちでないことが明らかとなるとき(当該接収貴金屬等が接収の後に溶解された可能性又は保管貴金屬等である第二項第三項第二号から第四号までに掲げるもののうちに当該接収貴金屬等に代るべきものが存する可能性があるときを除く。)

4 大蔵大臣は、第一項の認定をした場合には、その内容を、また、前項の規定により請求を棄却した場合には、その旨を、理由を附した書面により、遅滞なく、返還請求者に通知しなければならない。

5 前四項の規定は、前条第二項又は第三項の規定により金又は銀の地金の返還の請求があつた場合に準用する。この場合において、第一項及び第三項中「接収貴金屬等」とあるのは、「金又は銀の地金」と読み替へるものとする。

6 第三項第二号の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

(認定又は請求の棄却に対する不服の申立)

第七条 前条の処分に対して不服がある者は、政令で定めるところにより、大蔵大臣に対し、不服の申立をすることが出来る。

2 前条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の通知が返還請求者に到達した日から一月を経過した後においては、前項の不服の申立をすることが出来ない。ただし、正当な理由によりこの期間内に不服の申立をすることができなかったことを疎明した場合は、この限りでない。

3 大蔵大臣は、第一項の不服の申立があつた場合には、当該事案について再審査の上、その申立を棄却する決定又は前条の処分を変更する決定をし、その理由を附した書面により、これをその申立をした者に通知しなければならない。

(特定する場合の返還)

第八条 大蔵大臣は、第六條第一項の認定(その認定を変更する前条第三項の決定があつた場合には、その決定。以下同じ。)に係る接収貴金屬等が保管貴金屬等のうちで特定する場合には、遅滞なく、これを当該接収貴金屬等に係る権利者に返還しなければならない。

(特定しない場合の返還)

第九条 大蔵大臣は、第六條第一項の認定に係る接収貴金屬等が保管貴金屬等のうちで特定しない場合には、同条第三項第二号又は第三号の規定に該当する場合を除き、次の各号に定めるところにより、保管貴金屬等を返還しなければならない。

一 保管貴金屬等のうち第二條第三項第一号に掲げるもの(接収の後に溶解して作られた地金及び前条の規定により返還されるものを除く。)で第六條第一項の認定に係る接収貴金屬等と種類、形状、品位及び重量(第六條第三項第二号の政令で定めるもの)については、種類、形状及び品位)の等しいものがある場合には、当該接収貴金屬等に係る権利者に対し、当該接収貴金屬等の個数(当該政令で定めるもの)については、総重量。以下この号において同じ。)を限度として、当該保管貴金屬等を返還する。この場合において、当該保管貴金屬等の返還を受けるべき権利者が二以上あるときは、各権利者に係る当該接収貴金屬等の個数に応じ、かつ、これを

限度として、保管貴金属等を返還するものとする。

二 第六条第一項の認定に係る接収貴金属等で品位又は重量について同項の認定をすることができないものがある場合（次号に規定する場合を除く。）において、保管貴金属等で第二号第三項第一号に掲げるもの（接収の後に溶解して作られた地金及び前条又は前号の規定により返還されるものを除く。以下この号から第四号までにおいて同じ。）のうち当該接収貴金属等と種類、形状及び重量又は品位の等しいものがあるときは、当該接収貴金属等に係る権利者に対し、当該接収貴金属等が、これと種類及び形状の等しい保管貴金属等で第二号第三項第一号に掲げるもののうち最低の品位のものに等しい品位並びに当該保管貴金属等のうち最少の重量のものと等しい重量を有するものとみなして、当該接収貴金属等を返還する。前号後段の規定は、この場合に準用する。

該接収貴金属等と種類及び形状の等しいものがあるときは、当該接収貴金属等に係る権利者に対し、当該接収貴金属等が、これと種類及び形状の等しい保管貴金属等で第二号第三項第一号に掲げるもののうち最低の品位のものに等しい品位並びに当該保管貴金属等のうち最少の重量のものと等しい重量を有するものとみなして、当該接収貴金属等を返還する。前号後段の規定は、この場合に準用する。

の規定により返還を受ける者に係る接収貴金属等については、当該規定による評価額に満たない権利者がある場合には、これらの権利者に対し、各権利者に係る当該接収貴金属等の評価額又はその満たない額に応じ、かつ、これを限度として、保管貴金属等のうち、それぞれ次の表の下欄に掲げるものを返還する。この場合において、前三号の規定により保管貴金属等の返還を受けることができない権利者に係る接収貴金属等で、品位又は重量について第六条第一項の認定をすることができないものの評価については、当該接収貴金属等は、これと同種類で、かつ、形状が等しいか又は最も類似した保管貴金属等で第二号第三項第一号に掲げるもののうち最低の品位又は最少の重量のものと等しい品位又は重量を有するものとみなす。

三 第六条第一項の認定に係る接収貴金属等で品位及び重量について同項の認定をすることができないものがある場合において、保管貴金属等で第二号第三項第一号に掲げるもののうち当

第一類第五号 大蔵委員会議録第二十三号 昭和三十一年三月二十七日

接収貴金属等	保管貴金属等
金の地金及び製品	一 接収の後に溶解して作られた金の地金 二 第二号第三項第二号に掲げる預金で金の地金又は製品の代償であるもの 三 第二号第三項第四号に掲げる金の地金で、被接収者、その相続人及び所有権者以外の者に連合国占領軍から引き渡された金の地金又は製品に代るべきものとして大蔵大臣が引き渡したもの
銀の地金及び製品	一 接収の後に溶解して作られた銀の地金 二 第二号第三項第二号に掲げる預金で銀の地金又は製品の代償であるもの 三 第二号第三項第四号に掲げる銀の地金で、被接収者、その相続人及び所有権者以外の者に連合国占領軍から引き渡された銀の地金又は製品に代るべきものとして大蔵大臣が引き渡したもの

白金の地金及び製品	一 接収の後に溶解して作られた白金の地金 二 第二号第三項第二号に掲げる金の地金及び預金で白金の地金又は製品の代償であるもの 三 第二号第三項第三号及び第四号に掲げる金及び銀の地金で、被接収者、その相続人及び所有権者以外の者に連合国占領軍から引き渡された白金の地金又は製品の代償であるものとしてその引渡を受けた者又は大蔵大臣が引き渡したもの
ルテニウム の地金	第二号第三項第四号に掲げる金の地金で連合国占領軍から大蔵大臣に引き渡されたルテニウムの地金に代るべきものとして大蔵大臣が引き渡したもの
ロジウムの 地金	第二号第三項第三号及び第四号に掲げる金の地金で、被接収者、その相続人及び所有権者以外の者に連合国占領軍から引き渡されたロジウムの地金に代るべきものとしてその引渡を受けた者又は大蔵大臣が引き渡したもの
パラジウムの 地金	第二号第三項第三号及び第四号に掲げる金及び銀の地金で、被接収者、その相続人及び所有権者以外の者に連合国占領軍から引き渡されたパラジウムの地金に代るべきものとしてその引渡を受けた者又は大蔵大臣が引き渡したもの
オスミウムの 地金	第二号第三項第四号に掲げる金の地金で連合国占領軍から大蔵大臣に引き渡されたオスミウムの地金に代るべきものとして大蔵大臣が引き渡したもの
イリジウムの 地金	第二号第三項第三号及び第四号に掲げる金の地金で、被接収者、その相続人及び所有権者以外の者に連合国占領軍から引き渡されたイリジウムの地金に代るべきものとしてその引渡を受けた者又は大蔵大臣が引き渡したもの
イリドスミ の地金	第二号第三項第四号に掲げる金の地金で連合国占領軍から大蔵大臣に引き渡されたイリドスミの地金に代るべきものとして大蔵大臣が引き渡したもの
第二号第一 項の金及び 銀の地金 及び製品	一 接収の後に溶解して作られた当該貴金属の合金の地金 二 第二号第三項第三号及び第四号に掲げる金及び銀の地金で、被接収者、その相続人及び所有権者以外の者に連合国占領軍から引き渡された当該貴金属の合金の地金又は製品に代るべきものとしてその引渡を受けた者又は大蔵大臣が引き渡したもの
ダイヤモンド	第二号第三項第三号及び第四号に掲げる金の地金で、被接収者、その相続人及び所有権者以外の者に連合国占領軍から引き渡されたダイヤモンドに代るべきものとしてその引渡を受けた者又は大蔵大臣が引き渡したもの

2 前項の規定により保管貴金属等を返還するため必要な貴金属等の評価は、この法律の施行の日現在で行う。この場合において、金属の地金及び製品については、その素材価額により評価するものとする。

3 大蔵大臣は、第一項の規定により保管貴金属等を返還するため必要がある場合には、保管貴金属等を分割することができ、ただし、保管貴金属等を分割することにより著しくその価値を減ずると認められる場合又は分割することが著しく困難である場合には、これを売却し、その売却代金を返還するものとする。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

(第五項第二項又は第三項の請求に対する返還)

第十條 大蔵大臣は、第五條第二項又は第三項の規定により返還の請求があつた金又は銀の地金について第六條第五項において準用する同条第一項の認定をした場合には、遅滞なく、これを当該金又は銀の地金に係る権利者に返還しなければならない。

2 前条第三項の規定は、前項の規定により金又は銀の地金を返還する場合に準用する。

(返還できない保管貴金属等の帰属)

第十一條 前三條の規定により返還することができない保管貴金属等(返還のために保管貴金属等を売却した場合の売却代金のうち前二

条の規定により返還することができないものを含む)は、国に帰属する。

(返還の通知)

第十二條 大蔵大臣は、第八條から第十條までの規定により保管貴金属等又はその売却代金を返還しようとする場合には、返還しようとするものの明細を、これを返還することとなつた理由を附した書面により、あらかじめ、権利者に通知しなければならない。

(返還に対する不服の申立)

第十三條 第八條から第十條までの規定による保管貴金属等又はその売却代金の返還に対して不服がある者は、政令で定めるところにより、大蔵大臣に対し、不服の申立をすることができ、

2 前条の通知があつた日から一月を経過した後においては、前項の不服の申立をすることができない。ただし、正当な理由によりこの期間内に不服の申立をすることができなかつたことを証明した場合は、この限りでない。

3 第一項の不服の申立は、第六條第一項(同条第五項において準用する場合を含む)の認定(その認定を変更する第七條第三項の決定を含む)に対する不服をもつて、その理由とすることができない。

4 大蔵大臣は、第一項の不服の申立があつた場合には、当該事案について再審査の上、その申立を棄却する決定又は返還しようとするものを變更する決定をし、その理由を附した書面により、これをその申立をした者に通知しなければならない。

(受け取られない保管貴金属の帰属)

第十四條 権利者が、第十二條の通知を受けた日(前条第一項の不服の申立があつた場合には、同条第四項の通知がその申立をした者に到達した日)から五年以内に、この法律により返還される保管貴金属等又はその売却代金を受け取らない場合には、これらのものは、国に帰属する。

2 前項の場合において、返還される保管貴金属等又はその売却代金について訴訟が係属しているときは、同項の期間は、判決の確定の日から起算するものとする。

(接収貴金属等の上に存した権利)

第十五條 第五條第一項又は第四項の規定による接収貴金属等についての返還の請求に対して第九條の規定により返還された保管貴金属等については、接収時において当該接収貴金属等の上に存した権利は、その返還の時から当該保管貴金属等の上に存するものとみなす。

2 前項の場合において、保管貴金属等が二以上の者の所有に係る接収貴金属等についての第五條第一項の規定による返還の請求に対して返還されたものであるときは、当該保管貴金属等は、当該接収貴金属等の各所有者の共有に属するものとみなし、その持分は、各所有者の所有に係る接収貴金属等に対応する部分に應ずるものとする。ただし、その対応する部分が不明であるときは、その不明な部分についての持分は、不明な部分

に対応する接収貴金属等の各所有者に属するものの接収当時の価額に應ずるものとする。

(納付金)

第十六條 第八條から第十條までの規定により保管貴金属等又はその売却代金の返還を受ける者は、政令で定めるところにより、当該保管貴金属等の価額又は当該売却代金の額の百分の十に相当する金額を国に納付しなければならない。

2 前項の規定は、国が保管貴金属等又はその売却代金の返還を受ける場合には、適用しない。この場合において、法令の規定又は接収前の契約に基づき、国から当該返還に係る保管貴金属等の返還を受け、若しくはその返還に代え当該売却代金の額に相当する金額の償還を受け、又は当該保管貴金属等を買い戻す者があるときは、その者を同項に規定する返還を受ける者とみなして、同項の規定を適用する。

3 前二項の規定は、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、地方公共団体又は日本銀行の所有に係る接収貴金属等(保管貴金属等のうち第二條第三項第三号及び第四号に掲げるものを含む。以下次条及び第十九條において同じ)についての返還の請求に対して返還される保管貴金属等又はその売却代金については、適用しない。ただし、接収前の契約に基づきこれらの者から当該保管貴金属等を買戻す権利を有する者があるときは、その保管貴金属等については、この限りでない。

4 第一項の規定により納付すべき金額の計算の基礎となる保管貴金属等(金属の地金及び製品に限る)の価額は、政令で定めるところにより、当該保管貴金属等の素材価額を評価した額とする。

5 第八條から第十條までの規定により保管貴金属等の返還を受ける者は、政令で定めるところにより、第一項の規定により納付すべき金額の全部又は一部を当該返還に係る保管貴金属等で納付することができ、

(納付義務に関する認定等)

第十七條 第五條第一項から第四項までの規定により接収貴金属等について返還の請求をする場合において、当該接収貴金属等が前条第三項本文に規定する者の所有に係るものであるときは、返還請求者は、当該返還の請求のため提出する書面にその旨を記載しなければならない。この場合において、当該接収貴金属等に関して同項ただし書の規定に該当する事情があるときは、その旨をあわせて記載しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項本文の記載がある書面による返還の請求があつた接収貴金属等について第八條から第十條までの規定により保管貴金属等又はその売却代金を返還しようとする場合には、当該接収貴金属等が前条第三項本文に規定する者の所有に係るものであるかどうか、及び当該保管貴金属等について同項ただし書の規定の適用があるかどうかを認定しなければならない。

3 第六条第二項及び第四項並びに第七条の規定は、前項の認定について準用する。この場合における第六条第四項の通知は、第十二条の返還の通知をする前に行わなければならない。

(納付金の求償)

第十八条 第八條から第十條までの規定により被接収者に返還された保管貴金属等については、第十六条の規定による納付金は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第九百九十六条第一項に規定する必要費とする。

2 第八條から第十條までの規定により返還された保管貴金属等を接収前の契約に基づいて買戻す者がある場合においては、当該保管貴金属等の返還を受けた者が第十六条の規定によつて国に納付した金額は、その買戻をする者が負担しなければならない。

(税法の適用)

第十九条 その所有に係る接収貴金属等についての返還の請求に対して第八條から第十條までの規定により保管貴金属等の返還を受けた者が第十六条の規定により納付する金額、第八條から第十條までの規定により返還された保管貴金属等の所有者が前条第一項の規定による必要費として償還する金額又は当該保管貴金属等の買戻をする者が前条第二項の規定により負担する金額は、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)又は法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の規定による所得の計算上、返還を受け、又は買戻をした保管貴金

属等の取得価額に算入し、又は所得税法第十条の四第二項第二号に規定する再評価額若しくは同条第三項第一号に規定する資産の価額に加算する。

2 接収貴金属等についての返還の請求に対して、第九條又は第十條の規定により、第二條第三項第三号に規定する預金又は第九條第三項ただし書の規定(第十條において準用する場合を含む。)による売却代金が返還される場合においては、所得税法及び資産再評価法(昭和二十五年法律第百十号)の規定の適用については、その返還を受けるべき時において、当該預金又は売却代金を対価として、当該接収貴金属等(当該預金又は売却代金に対応する部分に限る。)の譲渡があつたものとみなす。

(交易営団等の接収貴金属等に関する特例)
第二十条 大蔵大臣は、接収貴金属等について第六條第一項の認定をする場合(同条第三項第二号の規定に該当する場合を除く。)には、当該接収貴金属等が次の各号に掲げる貴金属等であるとき、当該各号に規定する取得者(その者が社団法人金銀製品商連盟である場合には、社団法人金銀運営会。以下同じ。)の所有に属していたものであるかどうかをもあわせて認定しなければならない。

一 交易営団、社団法人中央物資活用協会又は社団法人金銀運営会若しくは社団法人金銀製品商連盟が、戦時中、政府が決定した金、銀、白金又はダイヤモン

ドの回収方針に基き、政府の委託により、取得した貴金属等(当該貴金属等を溶解したものを含む。)

二 前号の貴金属等のうち、政府の指示に基き、金属配給統制株式会社が、交易営団又は社団法人中央物資活用協会から取得した貴金属等(当該貴金属等を溶解したものを含む。)

三 社団法人金銀運営会が、戦時中、政府の指示に基き、旧日本占領地域へ金製品を輸出するため、旧金資金特別会計から取得した金の地金(当該地金を溶解したもの及び当該地金による製品を含む。)

四 軍需品の製造に従事していた者が、戦時中、軍需品を製造又は修理するため、その材料として旧陸軍省、海軍省又は軍需省から取得した貴金属等(当該貴金属等を溶解したもの及び当該貴金属等による製品を含む。)

2 第五條第一項又は第四項の規定により接収貴金属等について返還の請求をする場合において、当該接収貴金属等が前項各号に掲げる貴金属等であるとき、当該各号に規定する取得者の所有に属していたものであるときは、返還請求者は、当該返還の請求のため提出する書面にその旨を記載しなければならない。

3 大蔵大臣は、第六條第一項の認定に係る接収貴金属等が第一項各号に掲げる貴金属等であるとき、当該各号に規定する取得者の所有に属していたものと認定した

場合には、同条第三項第三号の規定に該当する場合を除き、その旨を同条第四項の規定による通知の書面にあわせて記載しなければならない。

4 第六條第二項及び第七條の規定は、第一項の認定(第六條第二項の規定については、接収貴金属等が第一項各号に掲げる貴金属等で接収時において当該各号に規定する取得者の所有に属していたものである旨の認定に限る。)について準用する。

5 第一項各号に掲げる貴金属等で、接収時において当該各号に規定する取得者の所有に属していたものについての返還の請求に対して、第八條又は第九條の規定により返還すべき保管貴金属等又はその売却代金は、これらの規定にかかわらず、国に帰属する。

(交付金)
第二十一条 国は、第六條第一項の認定に係る接収貴金属等(同条第三項第二号の規定に該当するものを除く。)のうち、前条第一項各号に掲げる貴金属等で接収時において当該各号に規定する取得者の所有に属していたものの取得の代金及び取得に係る手数料又は加工費の合計額に相当するものとして、政令で定める基準により算出した金額を、当該取得者に対し、交付する。

2 第九條第一項第四号後段の規定は、前項の規定により交付する金額を算出する場合に準用する。

3 交易営団及び社団法人中央物資活用協会に対しては、国は、第一

項の規定によるほか、次の各号に掲げる金額の合計金額を交付する。

一 第十一条の規定により国に帰属するダイヤモンドについて、前条第一項第一号に掲げる貴金属等に該当するダイヤモンド(以下「回収ダイヤモンド」という。)につき交易営団及び社団法人中央物資活用協会の取得価格の基準として定められていた価格(以下「基準取得価格」という。)により算出した金額を、これらの者がそれぞれその者に係る最初の接収時において所有していたと認められる回収ダイヤモンド(第六條第一項の認定に係るもので同条第三項第二号の規定に該当しないものを除く。)の総重量の比率によりあな分した金額。ただし、その者に係る当該回収ダイヤモンドについて基準取得価格により算出した金額を限度とする。

二 回収ダイヤモンドの取得に係る手数料に相当するものとして前号の金額に政令で定める割合を乗じて算出した金額

4 第一項又は前項の規定により交付金を交付する場合には、その交付金の金額について、昭和二十七年四月二十八日から支払の日までの期間の月の前月の末日までの期間に

応じ、年五分の割合で計算した金額を加算して交付しなければならない。

5 第一項又は第三項の規定による交付金の交付に関する事務は、大蔵大臣が行う。

(接收貴金屬等処理審議会)

第二十二條 大蔵省に、接收貴金屬等処理審議会(以下「審議会」といふ)を置く。

第二十三條 大蔵大臣は、次に掲げる事項については、審議会の議に付し、その議決に基いて処理しなければならない。

一 第六條の規定による認定及び請求の棄却

二 第七條第三項(第十七條第三項及び第二十條第四項において準用する場合を含む)又は第十三條第四項の規定による決定

三 第八條から第十條までの規定による返還

四 第十六條の規定による納付金の金額の算定のためにする保管貴金屬等の評価

五 第十七條第二項の規定による認定

六 第二十條第一項の規定による認定

七 第二十一條第一項又は第三項の規定による交付金の金額の算定

第二十四條 審議会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一 法制局長

二 法務事務次官

三 大蔵事務次官

四 通商産業事務次官

五 日本銀行副総裁

六 学識経験者 六人以内

2 前項第六号に掲げる委員は、大蔵大臣が任命する。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門調査員八人以内を置く。

4 専門調査員は、貴金屬等に関し、専門の知識を有する者のうちから、大蔵大臣が任命する。

5 委員及び専門調査員は、非常勤とする。

第二十五條 審議会の議事は、委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数で決する。ただし、特定の事案につき特別の利害關係を有する委員は、当該事案に係る議決に加わることができない。

2 審議会は、その定めるところにより、部会を設け、その議決をもつて審議会の議決とすることができ、

3 第一項の規定は、部会の議決について準用する。

4 審議会は、審議(部会の審議を含む)にあたり必要な場合には、参考人の出頭を求めることができる。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に關して必要な事項は、政令で定める。

(事務の委託)

第二十六條 大蔵大臣は、大蔵省令で定めるところにより、保管貴金屬等の返還に關する事務の一部を日本銀行に取り扱わせることができる。

(罰則)

第二十七條 第五條の規定による返還の請求に關して、虚偽の申立をし、又は第十七條第一項若しくは第二十條第二項の規定に違反してその請求をした者は、一年以下の懲役又は十萬圓以下の罰金に処する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条がある場合には、同法による。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前項の罰金刑を科する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

2 次に掲げる法律は、廃止する。

一 連合国占領軍の管理下から解除された貴金屬等に代るべき貴金屬の地金の連合国占領軍に対する引渡に關する法律

二 接收貴金屬等の数量等の報告に關する法律(昭和二十七年法律第二百九十八号)

3 代替貴金屬に關する法律第一條の規定により大蔵大臣が連合国占領軍に引き渡した金及び銀の地金のうち、連合国占領軍の管理下から解除された貴金屬等で同法第二條の受益者に受け取られなかつたものに代るべきものであつて、現に大蔵大臣が管理しているものは、この法律の施行の際、貴金屬特別会計に歸属する。

4 この法律の規定により国に歸属した貴金屬等及び同法の規定により国に返還された国有の貴金屬等で一般会計に所屬するものは、大蔵大臣の所管とする。ただし、各省各庁の事務又は事業の用に供する必要があるものについて、当該各省各庁の長が大蔵大臣の同意を得たときは、その後においては、この限りでない。

5 大蔵大臣は、一般会計に所屬する前項の貴金屬等を、無償で、貴金屬特別会計の所屬に移すことができる。

6 貴金屬特別会計においては、當分の間、前項の規定により同會計の所屬に移された貴金屬等で貴金屬特別會計法(昭和二十四年法律第三十四号)第一條第二項に規定する貴金屬以外のものに係る経理を行うことができる。

7 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十條第十一号を次のように改める。

十一 金の買取又は売渡の基本方針に關すること。

第十一條に次の二号を加える。

十四 貴金屬特別会計を管理すること。

十五 接收貴金屬等の処理に關すること。

第十七條第一項の表中連合国財産補償審査会の項の次に次のように加える。

接收貴金屬等處理審議会	接收貴金屬等の處理に關する法律(昭和三十一年法律第十三号)第二十三條各号に掲げる事項に關し、調査審議すること。
-------------	---

国の債權の管理等に關する法律案

目次

第一章 總則(第一條―第四條)
第二章 債權の管理の機關(第五條―第九條)

第三章 債權の管理の準則(第十條―第二十三條)
第四章 債權の内容の変更、免除等(第二十四條―第三十三條)

第五章 債權に關する契約等の内容(第三十四條―第三十七條)
第六章 雜則(第三十八條―第四十一條)

附則

第一章 總則

(趣旨)
第一條 この法律は、国の債權の管理の適正を期するため、その管理に關する事務の処理について必要な機關及び手続を整へるとともに、国の債權の内容の変更、免除等に關する一般の基準を設け、あわせて国の債權の発生原因となる契約に關し、その内容とすべき基本的事項を定めるものとする。

(定義)
第二條 この法律において「国の債權」とは「債權」とは、金錢の給付を目的とする國の權利をいう。

2 この法律において「債權の管理に關する事務」とは、國の債權について、債權者として行ふべき保全、取立、内容の変更及び消滅に關する事務のうち次に掲げるもの以外のものをいう。

一 國の利害に關係のある訴訟に關する法務大臣の權限等に關する法律(昭和二十二年法律第百九十四号)により法務大臣の權限に屬する事項に關する事務

二 會計法(昭和二十二年法律第三十五号)第四條の二に規定する歳入徴収官が行ふべき事務

三 法令の規定により滞納処分を執行する者が行ふべき事務
四 弁済の受領に関する事務
五 金銭又は物品管理法（昭和三十一年法律第 号）第三十五条の規定により同法の規定を準用する動産の保管に関する事務
3 この法律において「各省各庁」とは、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十一条に規定する各省各庁をいい、「各省各庁の長」とは、同法第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。
（適用除外）
第三条 この法律は、次に掲げる債権については、適用しない。ただし、当該債権のうち政令で定めるものについては、第三十九条及び第四十条の規定を適用する。
一 罰金、科料、刑事追徴金、過料及び刑事訴訟費用並びにこれらに類する徴収金で政令で定めるものに係る債権
二 証券に化体されている債権（社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）の規定により登録されたものを含む。）
三 日本銀行に対する国の預金に係る債権その他会計法第三十八条から第四十条の二まで又は第四十八条の規定に基づき金銭の出納保管の事務を行う者（以下「現金出納職員」といふ。）がその保管に係る金銭を預託した場合の預託金に係る債権
四 保管金のなるべき金銭の給付を目的とする債権
五 寄附金に係る債権
六 国税収納金整理資金に属する債権

七 法律の規定により国が保有する資金（積立金を含む。）の運用により生ずる債権
2 外国を債務者とする債権その他政令で定める債権については、政令で定めるところにより、この法律の一部を適用しないことができる。
（他の法令との関係）
第四条 債権の管理に関する事務の処理については、他の法律又はこれに基く命令に特別の定がある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。
第二章 債権の管理の機関
（管理事務の委任）
第五条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、当該各省各庁所屬の職員に、当該各省各庁の所掌事務に係る債権の管理に関する事務（他の法令の規定により各省各庁の長以外の国の機関が行うべきこととされているものを除く。）を委任することができる。
2 各省各庁の長は、必要があるときは、政令で定めるところにより、他の各省各庁所屬の職員に、前項の事務を委任することができる。
3 各省各庁の長は、必要があるときは、政令で定めるところにより、他の各省各庁所屬の職員又は他の各省各庁所屬の職員に、前二項の規定により債権の管理に関する事務の委任を受けた職員に事故がある場合（当該職員が第五項の規定により指定された官職にある者である場合においては、その官職にある者が欠けたときを含む。）

におけるその事務を代理させることができる。
4 各省各庁の長は、必要があるときは、政令で定めるところにより、当該各省各庁所屬の職員又は他の各省各庁所屬の職員に、第一項又は第二項の規定により委任を受けた職員の一部を分掌させることができる。
5 前四項の場合において、各省各庁の長は、当該各省各庁又は他の各省各庁に置かれた官職を指定することにより、その官職にある者に、当該事務を委任し、代理させ、又は分掌させることができる。
（債権管理官）
第六条 各省各庁の長又は前条第一項若しくは第二項の規定により債権の管理に関する事務の委任を受けた職員及び各省各庁の長以外の国の機関で他の法令の規定により債権の管理に関する事務を行うべきこととされているものを債権管理官という。
2 前条第三項の規定により債権管理官の事務を代理する職員は、代理債権管理官といい、同条第四項の規定により債権管理官の事務の一部を分掌する職員は、分任債権管理官という。
（都道府県知事等に対する管理事務の委任）
第七条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、第五条第一項の債権の管理に関する事務を都道府県知事又は都道府県の吏員に行わせることができる。

2 前項の規定により債権の管理に関する事務を行ふ都道府県知事又は都道府県の吏員については、この法律その他の債権の管理に関する法令の当該事務の処理に関する規定を準用する。
（管理事務の引継）
第八条 各省各庁の長は、第五条の規定により債権の管理に関する事務を委任し、又は分掌させた場合において、債務者の住所の変更、当該各省各庁の内部における所掌事務の異動その他の事情により、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該債権に係る債権管理官又は分任債権管理官の事務を同条の規定により他の職員に委任し、又は分掌させて、その職員に当該事務を引き継がせるものとする。
2 各省各庁の長は、当該各省各庁の所掌事務が他の各省各庁の所掌事務となつたときは、当該所掌事務に係る債権の管理に関する事務を、政令で定めるところにより、当該他の各省各庁の長に引き継がなければならぬ。
（管理事務の総括）
第九条 大蔵大臣は、債権の管理の適正を期するため、債権の管理に関する制度を整え、債権の管理に関する事務の処理手続を統一し、及び当該事務の処理について必要な調整をするものとする。
2 大蔵大臣は、債権の管理の適正を期するため必要であると認めるときは、各省各庁の長に対し、当該各省各庁の所掌事務に係る債権の内容及び当該債権の管理に関する

事務の状況に関する報告を求め、又は当該事務について、当該職員をして実地監査を行わせ、若しくは閣議の決定を経て、必要な措置を求めることができる。
第三章 債権の管理の準則
（管理の基準）
第十条 債権の管理に関する事務は、法令の定めるところに従ひ、債権の発生原因及び内容に応じ、財政上もつとも国の利益に適合するように処理しなければならない。
（帳簿への記載）
第十一条 債権管理官（分任債権管理官を含む。以下同じ。）は、その所掌に属すべき債権が発生し、若しくは国に帰属したとき（政令で定める債権については、政令で定めるとき）、又は当該債権が他の債権管理官から引き継がれたときは、政令で定める場合を除き、遅滞なく、債務者の住所及び氏名、債権金額並びに履行期限その他政令で定める事項を調査し、確認の上、これを次項に定める帳簿に記載しなければならない。当該確認に係る事項について変更があつた場合も、また同様とする。
2 債権管理官は、帳簿を備え、前項に規定するもののほか、政令で定めるところにより、その所掌に属する債権の管理に関する事務の処理につき必要な事項を記載しなければならない。
（発生等に関する通知）
第十二条 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる場合には、遅滞なく、債権が発生し、又は国に帰

属したことを、当該債権に係る債権管理官(第七条の規定に基き債権の管理に關する事務を行ふ者を含む。以下次条第二項、第二十二條及び第二十三條において同じ。)に通知しなければならない。

一 法令の規定に基き国のために債権が発生し、又は国に歸属する原因となる契約その他の行為をする者、当該行為をしたとき(債権の発生又は歸属につき停止条件又は不確定の始期があるときは、当該行為に基き、条件の成就又は期限の到来により債権が発生し、又は国に歸属したとき)。

二 法令の規定に基き国のために支出負担行為(財政法第三十四條の第二項に規定する支出負担行為をいう。以下同じ。)をする者、当該支出負担行為の結果返納金に係る債権が発生したことを知つたとき。

三 法令の規定に基き国のために契約をする者、当該契約に關して債権が発生し、又は国に歸属したことを知つたとき(前二号に該當する場合を除く)。

四 現金出納職員、物品管理法第八條若しくは第十一條の規定に基き物品の管理に關する事務を行ふ者(同法第十條若しくは第十一條の規定に基き当該物品の供用に關する事務を行ふ者があるときは、その者)又は国有財産法(昭和二十三年法律第七十三號)第九條第一項若しくは第三項の規定に基き国有財産に關する事務を行ふ者、その取扱に

係る財産に關して債権が発生したことを知つたとき(前各号に該當する場合を除く)。

(納入の告知)

第十三條 債権管理官は、その所掌に屬する債権について、履行を請求するため、政令で定めるところにより、會計法第四條の二に規定する歳入徴収官(同條に規定する分任歳入徴収官を含むものとし、以下「歳入徴収官」という)に対し、納入の告知をすべきことを請求しなければならない。ただし、歳入金に係る債権以外の債権については、みづから債務者に對して納入の告知をしなければならない。

2 歳入徴収官(會計法第四十八條の規定に基きその事務を行ふ者を含む。以下第二十三條において同じ。)は、前項の請求を受けたときは、遅滞なく、納入の告知をする。とともに、その旨を当該債権管理官に通知しなければならない。

3 前二項の規定は、申告納付に係る債権その他の政令で定める債権については、適用しない。

(督促)

第十四條 債権管理官は、その所掌に屬する債権について、その全部又は一部が前條に規定する納入の告知で指定された期限(納入の告知を要しない債権については、履行期限)を経過してもなお履行されていない場合には、歳入徴収官に對し、履行の督促をすべきことを請求しなければならない。

2 前條第一項ただし書及び同條第二項の規定は、前項の督促について準用する。

(強制履行の請求等)

第十五條 債権管理官は、その所掌に屬する債権(国税徴収又は国税滞納処分等の例によつて徴収する債権その他政令で定める債権を除く)で履行期限を経過したものについて、その全部又は一部が前條の規定による督促があつた後、相當の期間を経過してもなお履行されない場合には、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第二十一條第一項の措置をとる場合又は第二十四條第一項の規定により履行期限を延長する場合(他の法律の規定に基きこれらに準ずる措置をとる場合を含む)その他各省各庁の長が大蔵大臣と協議して定める特別の事情がある場合は、この限りでない。

一 担保の附されている債権(保証人の保証がある債権を含む。以下同じ。)については、当該債権の内容に従ひ、その担保を処分し、若しくは法務大臣に對して競売その他の担保権の実行の手續をとることを求め、又は保証人に對して履行を請求すること。

二 債務名義のある債権(次号の措置により債務名義を取得したものを含む)については、法務大臣に對し、強制執行の手續をとることを求めること。

三 前二号に該當しない債権(第一号に該當する債権で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む)については、法務大臣に對し、訴訟手續(非訟事件の手續を含む)により履行を請求することを求めること。

(履行期限の繰上)

第十六條 債権管理官は、その所掌に屬する債権について履行期限を繰り上げることができ理由が生じたときは、遅滞なく、第十三條の措置をとらなければならない。ただし、第二十四條第一項各号の一に該當する場合その他特に支障がある場合は、この限りでない。

(債権の申出)

第十七條 債権管理官は、その所掌に屬する債権について、次に掲げる理由が生じたことを知つた場合において、法令の規定により国が債権者として配當の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

一 債務者が強制執行を受けたこと。

二 債務者が租税その他の公課について滞納処分を受けたこと。

三 債務者の財産について競売の開始があつたこと。

四 債務者が破産の宣告を受けたこと。

五 債務者である法人が解散したこと。

六 債務者について相続の開始があつた場合において、相続人が限定承認をしたこと。

七 前三号に定める場合のほか、債務者の總財産についての清算が開始されたこと。

(その他の保全措置)

第十八條 債権管理官は、その所掌に屬する債権を保全するため、法令又は契約の定めるところに従ひ、債務者に對し、担保の提供若しくは保証人の保証を求め、又は必要に応じ増担保の提供若しくは保証人の変更その他担保の変更を求めなければならない。

2 債権管理官は、その所掌に屬する債権を保全するため必要があるときは、法務大臣に對し、仮差押又は仮処分の手続をとることを求めなければならない。

3 債権管理官は、その所掌に屬する債権を保全するため必要がある場合において、法令の規定により国が債権者として債権者に屬する權利を行ふことができるときは、債務者に代位して当該權利を行うため必要な措置をとらなければならない。

4 債権管理官は、その所掌に屬する債権について、債務者が国の利益を害する行為をしたことを知つた場合において、法令の規定により国が債権者として当該行為の取消を求めることができるときは、遅滞なく、法務大臣に對し、その取消を裁判所に請求することを求めなければならない。

5 債権管理官は、その所掌に屬する債権が時効によつて消滅することとなるおそれがあるときは、時効を中断するため必要な措置をとらなければならない。

(担保の保全)

第十九條 債権管理官は、その所掌に屬する債権について担保が提供されたときは、遅滞なく、担保権の設定について、登記、登録その他の第三者に對抗することができ要件を備えるため必要な措置をとらなければならない。

(担保及び証拠物件等の保存)

第二十條 債権管理官は、その所掌に属する債権について、国が債権者として占有すべき金銭以外の担保物（債権者に属する権利を代位して行うことにより受領する物を含む。以下この条において同じ。）及びもつばら債権又は債権の担保に係る事項の立証に供すべき書類その他の物件を、善良な管理者の注意をもつて、整備し、かつ、保存しなければならない。

2 前項の場合において、有価証券の取扱は、会計法及びこれに基づく命令の定めるところによる。

3 第一項の場合において、担保物が物品管理法第三十五条の規定により同法の規定を準用する動産であるときは、同法第九条又は第十一条の規定に基づき物品の保管に関する事務を行つた者がこれを保管するものとし、同法第二十三条の出納命令は、債権管理官が行うものとする。

(徴収停止)

第二十一條 債権管理官は、その所掌に属する債権（国税徴収又は国税滞納処分の例によつて徴収する債権その他政令で定める債権を除く。）で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適当であると認められるときは、政令で定めるところにより、以後当該債権について、保全及び取立に関する事務（前条に規定するものを除く。）をすることを要しないものとして整理することができる。

一 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込が全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められる場合（当該法人の債務につき弁済の責に任ずべき他の者があり、その者について次号に掲げる事情がない場合を除く。）

二 債権者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額の価額が強制執行の費用をこえないと認められる場合その他これに類する政令で定める場合

三 債権金額が少額で、取立に要する費用に満たないと認められる場合

2 債権管理官は、前項の措置をとつた後、事情の変更等によりその措置を維持することが不適当となつたことを知つたときは、直ちに、その措置を取りやめなければならない。

(相殺等)

第二十二條 債権管理官は、その所掌に属する債権について、法令の規定により当該債権と相殺し、又はこれに充当することができる国の債務があることを知つたときは、直ちに、当該債務に係る支払事務担当職員（会計法第二十四条に規定する支出官その他の法令の規定により国の支払事務を行つた者）をいう。以下同じ。）に対し、相殺又は充当をすべきことを請求しなければならない。

2 支払事務担当職員は、その所掌に属する支払金に係る債務について、前項の請求があつたときその他法令の規定により当該債務と相殺し、又はこれを充当することができると認められる場合を知つたときは、政令で定める場合を除き、遅滞なく、相殺又は充当をすることともに、その旨を当該債権に係る債権管理官に通知しなければならない。

3 債権管理官は、前項の通知を受けた場合を除き、その所掌に属する債権と国の債務との間に相殺が行われたことを知つたときは、直ちに、その旨を当該債務に係る支払事務担当職員に通知しなければならない。

(消滅に関する通知)

第二十三條 歳入徴収官、法令の規定に基づき国のために弁済の受領をする者及び第二十一条に掲げる者は、政令で定めるところにより、その職務上債権が消滅したことを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該債権に係る債権管理官に通知しなければならない。

第四章 債権の内容の変更、免除等

(履行延期の特約等をする)ことができる場合

第二十四條 債権管理官は、その所掌に属する債権（国税徴収又は国税滞納処分の例によつて徴収する債権その他政令で定める債権を除く。）について、他の法律に基づく場合のほか、次の各号の一に該当する場合に限り、政令で定めるところにより、その履行期限を延長する

の特約又は処分をすることができ、この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。

二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。

三 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。

四 契約に基づく債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、所定の履行期限によることが公益上著しい支障を及ぼすこととなるおそれがあるとき。

五 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部の一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。

六 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従つて第三者に貸付を行つた場合において、当該第三者に対する貸付金に關し、第一号から第四号までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

2 債権管理官は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分（以下「履行延期の特約等」という。）をすることができ、この場合においては、既に発生した延滞金（履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金をいう。以下同じ。）に係る債権は、徴収すべきものとする。

3 債権管理官は、その所掌に属する債権で分割して弁済させることとなつてゐるものにつき履行延期の特約等をする場合において、特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該履行期限後に弁済することとなつてゐる金額に係る履行期限をもあわせて延長することとすることができる。

(履行期限を延長する期間)

第二十五條 債権管理官は、履行延期の特約等をする場合には、履行期限（履行期限後に履行延期の特約等をする場合には、当該履行延期の特約等をする日）から五年（前条第一項第一号又は第六号に該当する場合に、十年）以内において、その延長に係る履行期限を定めなければならない。ただし、さらに履行延期の特約等をすることを妨げない。

(履行延期の特約等に係る措置)

第二十六條 債権管理官は、その所掌に属する債権について履行延期

の特約等をする場合には、政令で定めるところにより、担保を提供させ、かつ、利息を附するものとする。ただし、第二十四条第一項第一号に該当する場合、当該債権が第三十三条第三項に規定する債権に該当する場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、担保の提供を免除し、又は利息を附さないことができる。

2 債権管理官は、その所掌に属する債権（債務名義のあるものを除く。）について履行延期の特約等をする場合には、政令で定める場合を除き、当該債権について債務名義を取得するため必要な措置をとらなければならない。

（履行延期の特約等に附する条件）
第二十七条 債権管理官は、履行延期の特約等をする場合には、次に掲げる趣旨の条件を附するものとする。

一 当該債権の保全上必要があるときは、債務者又は保証人に対し、その業務又は資産の状況に關して、質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めること。

二 次の場合には、当該債権の全部又は一部について、当該延長に係る履行期限を繰り上げることができること。

イ 債務者が国の不利益にその財産を隠し、そこない、若しくは処分したとき、若しくはこれらのおそれがあると認められるとき、又は虚偽に債務を負担する行為をしたとき。

ロ 当該債権の金額を分割して履行期限を延長する場合において、債務者が分割された弁済金額についての履行を怠つたとき。

ハ 第十七条各号の一に掲げる理由が生じたとき。

ニ 債務者が第一号の条件その他の当該履行延期の特約等に附された条件に従わないとき。

ホ その他債務者の資力の状況その他の事情の変化により当該延長に係る履行期限によることが不適当となつたと認められるとき。

（履行延期の特約等に代る和解）
第二十八条 債権管理官は、前四条の規定により履行延期の特約等をしようとする場合において、民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）第三百五十六條の和解によることを相当と認めるときは、法務大臣に対し、その手続をとることを求めるものとする。

（市場金利の低下による利率の引下）
第二十九条 債権管理官は、その所掌に属する貸付金に係る債権その他の契約に基く債権に係る利息（延滞金を含む。）で、その利率（延滞金の計算の基準となつてゐる割合）が一般金融市場における金利に即して定められたものについて、当該金利が低下したことにより、その利率を維持することが不適当となつたときは、これを是正するため必要な限度において、その利率を引き下げる特約をすることができ。

（更生計画案等についての同意）
第三十条 法務大臣は、国の債権について、破産法（大正十一年法律第七十一号）若しくは和議法（大正十一年法律第七十二号）の規定により債権者集会において申立のあつた強制和議若しくは和議の条件又は会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）の規定により関係人集会の決議に附された更生計画案若しくは変更計画案がこれらの法律の規定に違反しないものであり、かつ、その内容が債権者が遂行することができざる範囲内において国の不利益を最少限度にするように定められてゐると認められる場合に限り、これに同意することができ。

（和解等）

第三十一条 法務大臣は、国の債権について、この法律その他の法令の規定により認められた内容によるほか、法律上の争がある場合において、その争を解決するためやむを得ず、かつ、国にとつて当該債権の徴収上有利と認められる範囲内において、裁判上の和解（以下「和解」という。）をし、又は民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）による調停（以下「調停」という。）に応ずることができ。ただし、債権の性質がこれに適しない場合は、この限りでない。

（免除）
第三十二条 債権管理官は、債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約等（和解又は調停によつてする履行期限の延長で当該履行延期の特約等に準ずるものを含む。以下この条において同じ。）をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約等をした場合は、最初に履行延期の特約等をした日）から十年を経過した後に於いて、なお債権者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができるとなる見込がないと認められる場合には、当該債権並びにこれに係る延滞金及び利息を免除することができる。

2 前項の規定は、第二十四条第一項第六号に掲げる理由により履行延期の特約等をした貸付金に係る債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基いて当該履行延期の特約等をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除をすることを条件としなければならない。

3 債権管理官は、履行延期の特約等をした債権につき延滞利息（第二十六条第一項本文の規定による利息をいう。以下同じ。）を附した場合において、債権者が当該債権の金額の全部に相当する金額をその延長された履行期限内に弁済したときは、当該債権及び延滞利息については、債務者の資力の状況によりやむを得ない事情があるとして認められる場合に限り、当該延滞利息の全部又は一部に相当する金額を免除することができる。

（延滞金に関する特則）
第三十三条 国の債権（利息を附することとなつてゐる債権及び特別の法律において延滞金に関する定のある債権を除く。以下この条において同じ。）に係る延滞金は、履行期限内に弁済されなかつた当該債権の金額が千円未満である場合には、附さない。

2 国の債権及びこれに係る延滞金については、弁済金額の合計額が当該債権の金額の全部に相当する金額に達することとなつた場合において、その時まで付される延滞金の額（その時まで徴収した金額を含む。以下この条において同じ。）が百円未満であるときは、当該延滞金の額に相当する金額を免除することができる。

3 国立学校の授業料に係る債権その他政令で定める国の債権及びこれに係る延滞金については、弁済金額の合計額が当該債権の金額の全部に相当する金額に達することとなつた場合には、政令で定めるところにより、その時まで付される延滞金の額に相当する金額の全部又は一部を免除することができる。

第五章 債権に関する契約等の内容

（債権に関する契約等の内容）
第三十四条 法令の規定に基き国のために契約その他の債権の発生に關する行為をすべき者（以下「契約等担当職員」という。）は、当該債権の内容を定めようとするときは、法律又はこれに基く命令で定められた事項を除くほか、債権の

減免及び履行期限の延長に関する事項についての定をしてはならない。

第三十五条 契約等担当職員は、債権の発生原因となる契約について、その内容を定めようとする場合には、契約書の作成を省略することができ、場合その他政令で定める場合を除き、次に掲げる事項についての定をしなければならぬ。ただし、当該事項について他の法令に規定がある場合は、その事項については、この限りでない。

一 債務者は、履行期限までに債務を履行しないときは、延滞金として一定の基準により計算した金額を国に納付しなければならないこと。

二 分割して弁済させることとなつて債権について、債務者が分割された弁済金額についての履行を怠つたときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができること。

三 担保の附されている債権について、担保の価額が減少し、又は保証人を不適当とする事情が生じたときは、債務者は、国の請求に応じ、増担保の提供又は保証人の変更その他担保の変更をしなければならないこと。

四 当該債権の保全上必要があるときは、債務者又は保証人に対し、その業務又は資産の状況に關して、質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めること。

五 債務者が前号に掲げる事項についての定に従わないときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができること。

第三十六条 前条の場合において、当該債権が国の貸付金（使途の特定しないものを除く。）に係るものであるときは、契約等担当職員は、同条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項についての定をするものとする。

一 債務者は、当該貸付金を他の使途に使用してはならないこと、又は当該貸付金を他の使途に使用する場合に、各省各庁の長（その委任を受けた者を含む。）の承認を受けなければならないこと。

二 債務者は、当該貸付金の貸付の対象である事務又は事業（以下「貸付事業等」という。）に要する経費の配分その他貸付事業等の内容で、当該契約で特に定めるもの（以下単に「貸付事業等の内容」という。）の変更をする場合には、各省各庁の長の承認を受けなければならないこと。

三 債務者は、貸付事業等を中止し、又は廃止する場合に、各省各庁の長の承認を受けなければならないこと。

四 債務者は、貸付事業等が予定の期間内に完了しない場合又は貸付事業等の遂行が困難となつた場合には、すみやかに各省各庁の長に報告して、その指示に従わなければならないこと。

五 債務者は、貸付事業等により取得し、又は効用の増加した財産で、当該貸付の契約で定めるものを、当該契約で定める期間内に、貸付の目的に反して使用し、処分し、又は担保に供する場合（債務者がその債務の全部を履行した場合を除く。）には、各省各庁の長の承認を受けなければならないこと。

六 債務者は、当該貸付の契約で定めるところにより、貸付事業等の遂行の状況に關し、各省各庁の長に報告しなければならないこと。

七 債務者は、貸付事業等が完了した場合（貸付事業等の廃止の承認を受けた場合を含む。）には、当該貸付の契約で定めるところにより、貸付事業等の成果を記載した実績報告を各省各庁の長に提出しなければならないこと。

八 債務者は、各省各庁の長により前号に規定する実績報告に係る貸付事業等の成果が当該貸付金の貸付の目的及び貸付事業等の内容に適合していないと認められた場合には、その指示に従わなければならないこと。

九 第四号又は前号に規定する指示による場合のほか、次に掲げる場合には、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができること。

イ 債務者が前各号に掲げる事項についての定に従わないとき。

ロ 債務者が当該貸付の契約で定める期間内に貸付金を貸付の目的に従つて使用しないとき。

ハ その他債務者が当該貸付の契約の定に従つて誠実に貸付事業等を遂行しないとき。

十 債務者は、第四号若しくは第八号に規定する指示により、又は前号の規定により履行期限を繰り上げられたときは、政令で定める金額の範囲内で、一定の基準により計算した金額を国に納付しなければならないこと。

十一 債務者は、国の貸付金をその財源の全部又は一部とし、かつ、当該貸付金の貸付の使途に従つて第三者に貸付金（使途の特定しないものを除く。）の貸付を行う場合には、当該貸付の契約において、第一号から第九号までに掲げる事項に準ずる定をしなければならないこと。

第三十七条 前二条の規定は、契約等担当職員が、これらの規定に定めるもののほか、必要な定をすることを妨げるものではない。

第六章 雑則

（大蔵大臣への協議等）

第三十八条 第五条の規定により債権の管理に關する事務の委任を受けた債権管理官は、次の各号に掲げる場合には、あらかじめ、各省各庁の長の承認を受けなければならない。ただし、各省各庁の長が大蔵大臣と協議して定めた基準により当該各号に規定する行為をする場合は、この限りでない。

一 第二十一条第一項の措置をとる場合

二 履行延期の特約等をする場合

三 第二十九条の規定により利率を引き下げる特約をする場合

四 第三十二条の規定による免除をする場合

2 各省各庁の長は、前項各号に規定する行為をし、又は同項の承認をするときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。ただし、あらかじめ大蔵大臣と協議して定めた基準によつて行う場合は、この限りでない。

3 法務大臣は、第三十条の同意をするとき、第三十一条の規定により和解をし、若しくは調停に應ずるとき、又は和解若しくは調停によつて第一項第二号から第四号までに規定する行為に準ずる行為をするときは、あらかじめ、大蔵大臣の意見を求めなければならない。ただし、あらかじめ大蔵大臣と協議して定めた基準によつて行う場合は、この限りでない。

（債権現在額報告書）

第三十九条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、当該各省各庁の所掌事務に係る債権の毎年度末における現在額（政令で定める債権については、翌年度の四月三十日までに消滅した額を除く。）の報告書を作成し、翌年度の七月三十一日までに、大蔵大臣に送付しなければならない。

（国会への報告等）

第四十条 大蔵大臣は、前条の報告書に基づき、債権現在額計算書を作成しなければならない。

2 内閣は、前項の債権現在額計算書を前条の報告書とともに、翌

年度の十一月三十日まで、会計検査院に送付しなければならぬ。

3 内閣は、第一項の債権現在額總計算書に基き、毎年度末における国の債権の現在額について、当該年度の歳入歳出決算の提出とともに、国会に報告しなければならない。

(政令への委任)
第四十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して八月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

2 第三十九条及び第四十条の規定は、昭和三十一年度末以後における債権の現在額に關して適用する。

3 次に掲げる法律は、廃止する。

一 政府貸付金処理に関する法律(昭和十年法律第二十五号)

二 租税債権及び貸付金債権以外の国の債権の整理に関する法律(昭和二十六年法律第九十七号)

4 旧租税債権及び貸付金債権以外の国の債権の整理に関する法律の規定により、この法律の施行の際に定期貸債権又は貸付金債権とされている債権については、同法第六条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

5 前項に規定する債権については、旧租税債権及び貸付金債権以外の国の債権の整理に関する法律の規定により定期貸債権又は貸付金債権とした日をこの法律の規

定により履行延期の特約等をした日とみなして、第三十二条第一項の規定を適用する。

6 第四項に規定する債権その他この法律の施行の際現に各省各庁において管理している債権は、当該各省各庁の所掌事務に係る債権とみなして、この法律を適用する。

7 第十一条第一項の規定は、この法律の施行の際現に存する国の債権で、この法律の施行前に発生し、又は国に帰属したものに對して準用する。

8 第三十三条第二項及び第三項の規定は、この法律の施行前に弁済金額の合計額がこれらの規定に定める債権の金額の全部に相当する金額に達することとなつた場合にも、適用があるものとする。この場合において、同条第二項中「当該延滞金の額に相当する金額」とあるのは、「延滞金の額の全部に相当する金額」とする。

9 前項の規定は、既に弁済された金額に影響を及ぼすものと解してはならない。

10 この法律の施行前に発生し、又は国に帰属した債権については、政令でこの法律の特例を設けることができる。

11 会計法の一部を次のように改正する。

第三十三条中「各省各庁の長は、」の下に「債権の担保として徴するもののほか、」を加える。

12 国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律(昭和二十八年法律第二百三十六号)の一部を次のように改正する。

第二項に改める。
第七條を削り、第八條を第七條とする。

13 第四項及び第五項の規定は、改正前の国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律第七條の規定により、この法律の施行の際現に定期貸債権又は貸付金債権とされている債権に對して準用する。

14 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。
第四條第十七号の二の次に次の一号を加える。
十七の三 国の債権の管理に關する事務を總括すること。

第八條中第二十一号を第二十二号とし、第十七号から第二十号までを一號ずつ繰り下げ、第十六号の次に次の一号を加える。
十七 国の債権の管理に關する事務を總括すること。

○山手政府委員 ただいま議題となりました国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明を申し上げます。

最初に国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、主として次の四点につき改正いたすことといたしました。

第一は、健康保険法の改正に伴うもの、第二は、健康保険法の改正に伴うもの、第三は、健康保険法の改正に伴うもの、第四は、健康保険法と共済組合との

給付を調整するためのものであります。第一の健康保険法の改正に伴う措置といたしましては、まず療養の給付についての一部負担制の採用であります。

御承知の通り国家公務員共済組合の療養の給付は、健康保険事業を代行するものであります。現在、両者とも療養を受ける場合には初診料を組合員が負担することとなっております。

しかしながら今回の健康保険法の改正によりまして、被保険者は初診料のほか、再診料、入院料等についてもその一部を負担することとなっております。

ので、共済組合員につきましてもこれと同様の負担を行うことといたしました。

共済組合が健康保険の改正に同調いたしましたおもな理由は、共済組合が健康保険の代行制度であり、かつ、組合員が健康保険にもこの一部負担制が適用されること、共済組合のみに特例を開くことと保険医や支払基金等の手数を繁雑ならしめること等でありました。

ただし、共済組合におきましては、組合員が健康保険と同様、一部負担金の払い戻しの規定を設けることといたしました。

このほか、健康保険法に關する規定、不正受給者等に関する規定等につきましても、それぞれ健康保険法の改正に準じて整備いたしました。

次に、国家公務員共済組合審議会の設置について申し上げます。審議会は、昨年十一月十一日の閣議決定に基いて、大蔵大臣の諮問機関として大蔵省に設けられたものであります。今、これを法定しようとするものであります。審議会は、共済組合に關する

基本的施策及び組合に關する重要事項を調査審議するために、大蔵省の付屬機関として設置するものであります。委員の数は十三人以上といたしました。

第三に、共済組合年金制度の合理化について申し上げます。現行法では、組合員であつた期間が二十年未満で退職した者が再び組合員となつた場合には、組合員であつた前後の期間は合算されないこととなっておりますが、この前後の期間を合算すれば年金受給の資格を得られる場合には、これらの期間を合算することといたしました。

また、五年以内はその療養の程度が軽減した場合にその年金額を引き下げ、また五年以内はその療養の程度が進行した場合は、逆に年金額を引き上げる等の措置を行うことといたしました。

その他、退職年金の若年停止を受けている者が療養者となつたときは、これを解除して退職年金を支給するなど年金関係の規定を整備いたしました。

第四に、船員保険と共済組合との給付の調整について申し上げます。船員保険の被保険者であり、同時に共済組合の組合員である者についての組合の行ふ給付につきましては、現在共済組合法による給付と船員保険法による給付とのいずれが有利な給付を共済組合で支給することとしておりますが、客観的にいすれば有利であるかを判定するのが非常に困難でありますので、今後は、原則として共済組合法による給付を支給することとし、ただ本人が船員保険法による給付を選択した場合には、これを支給することといたしました。

以上、おもな改正点について申し上げましたが、このほか国防衛庁、調達庁等の組合代表者をそれぞれ防衛庁長官、調達庁長官等に改めるなど、必要な規定の整備をはかつておる次第でございます。

次に接収資金等の処理に関する法律案の提案の理由を御説明申し上げます。

終戦後、連合国占領軍は、本邦において政府及び民間から金、銀、白金、ダイヤモンド等の貴金属等を接収したのでありますが、平和条約の発効と同時に、これらの貴金属等を日本政府に引き渡したのであります。そこで、政府といたしましては、さきに接収貴金属等の数量等の報告に関する法律によつて貴金属等を接収された者から必要な報告を徴し、その内容の調査を進める一方、連合国占領軍から引き渡された貴金属等の調査を実施し、その状況もおおむね明らかになりました。が、今回、これら接収貴金属等について返還その他の処理をいたしますため、本法案を提出した次第であります。

以下、本法案の概略を御説明申し上げます。

まず第一に、貴金属等の被接収者は、法律施行の日から五カ月以内に、大蔵大臣に対しその接収された貴金属等の返還を請求することとし、被接収者が右の請求をしない場合には、接収された貴金属等の所有者が、法律施行の日から七カ月以内に、請求を行うことを認める等、返還請求の手続を定めることといたしました。

第二に、この返還の請求に対しまして、大蔵大臣は、当該貴金属等の種類、形状、品位及び個数または重量を、接収の事実を明らかにする証拠等によつて認定することとし、認定された貴金属等につきましては、それが政府の保管している貴金属等のうちで特定する場合に、そのものを返還し、特定しない場合には、各貴金属等の種類、形状、品位及び重量のそれぞれの明確度と、各貴金属等が溶解されて変形している可能性、あるいは、その代替物がある可能性に応じて、特定するもの以外の残余の保管している貴金属等を、接収された貴金属等の個数または評価額の割合により按分して返還することといたしました。

第三に、この法律により返還される貴金属等につきましては、国、公共企業体、地方公共団体及び日本銀行の所有にかかるものを除き、連合国占領軍から引き渡しを受けて以来返還されるまでの保管費用等に相当する額として返還を受けた価額の二割に当る金額を国に納付せしめることとし、なお、これに伴う課税上の必要な調整措置を規定いたしました。

第四に、接収された貴金属等のうちには、交易官団、社団法人中央物資活用協会または社団法人金銀運営会が、戦時中、政府の金、銀、白金またはダイヤモンドの回収方針に基づき、政府の委託によつて民間から回収したもの、金銀製給統制株式会社社が政府の指示に基づいて、交易官団または中央物資活用協会の回収した貴金属を買い入れたもの、金銀運営会が、戦時中、政府の指示に基づき、旧日本占領地域における通貨価値の維持等の目的をもつて金製品を輸出するため、旧金資金特別会計から払い下げを受けたもの、及び軍需品

の製造に従事していた者が、軍需品を製造または修理するため、その材料として、戦時中、旧軍または軍需省から買入れたものがありまが、これらは、すべて国に帰属させることとし、これらの者に對しては、右貴金属等を取得し、または加工した際の代金及び手数料等に相当するものをそれぞれ交付することといたしました。

第五に、以上の認定、返還その他の重要事項の処理の万全を期するため、大蔵省に接収貴金属等処理審議会を設けることといたしました。ほか、認定等に対する不服の申し立て、虚偽の請求に対する罰則等所要の規定を設けることといたしました。なお、国に帰属または返還された貴金属等で一般会計に所属するものは、無償で、貴金属特別会計の所屬に移して管理することとした。

最後に、国の債権の管理等に関する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

従来、国の債権につきましては、会計法その他個々の法令に部分的な管理規定があつただけで、その一般的な管理法規がなく、管理機構もまた整備されていなかったものであります。しかし、その管理に関する事務の処理につきましては、一方では官庁内部の連絡が不十分であつたことや、担当職員が措置が適切でなかつたこと等のため債権の徴収不足や徴収手続の遅延を來す等、国に損害を及ぼした事例を見ますとともに、他方では管理費用に満たない額の債権、債務者の所在が不明の債権等につきましても一律に処理することとなつていたため事務の能率をそこなうことも少くなかつたのであります。

本法案は、このような情勢にかんがみまして、国の債権の管理の適正を期するため、その管理の機構及び管理の準則を整備いたしますとともに、履行期限の延長、減免等を行うことがでる一般的な基準を設け、あわせて国の債権の発生原因となる契約に關し、その内容とすべき基本的事項を定めようとするものでございます。

次に、この法律案の内容につきまして、その概略を御説明申し上げます。

第一に、この法律は、金銭の給付を目的とする国の権利、いわゆる金銭債権を対象といたしておりますが、罰金等にかかる債権、租税債権、国が保有する資金の運用により生ずる債権等につきましては、その性質上、原則として、この法律を適用しないこととしたのであります。

第二に、国の債権の統一的な管理組織を確立するため、各省各庁における債権の管理事務を担当する機関として債権管理官の制度を設けるとともに、債権管理官が行うべき債権の保全及び取り立て等に関する事務の処理につき一般的な管理基準を定めて、その的確な処理をはかることといたしております。

第三に、取り立て費用に満たない少額の債権や債務者の所在が不明で徴収見込みのないような債権につきましては、内部的に徴収停止として整理を行うことができることとするほか、一般に、債務者の資力その他の状況を考慮して、五年または十年以内の期間に於いて債権の履行期限を延長することのできる道を開き、また、一定の場合に減免等の措置を講ずることとしたのであります。債権の管理事務の効率的な運営をはかることといたしております。

第四に、債権の発生原因となる契約の内容につきまして、その基本的事項を定め、発生後における債権の徴収を確保するとともに、特に貸付金債権につきましては、あわせて、貸付の目的を保全するため必要な諸条件を定め、もつて貸付事業の遂行の適正化をはかることといたしております。

以上国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案外二法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成下さいようお願い申し上げます。

○松原委員長 次に、交付税及び護手税配付金特別会計法の一部を改正する法律案、余利農産物資金融通特別会計法の一部を改正する法律案、厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案、船員保険特別会計法の一部を改正する法律案及び関稅定率法の一部を改正する法律案の一部を改正する法律案の五法律案を一括議題として質疑を続行いたします。井堀繁雄君。

○井堀委員 ただいま議題になつております案件のうち、特に船員保険特別会計法と厚生年金保険特別会計法の法案に關連の深い事項についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

ただいま健康保険、厚生年金保険、船員保険等々、日本の社会保険制度の中核をなすべき社会保険について改正

をいたそうとする法案が本国会に提案されて、他の委員会で審議をされておりますことは申すまでもありませんが、われわれは、この社会保障制度の中核をなすこれら重要な社会保障の改正に伴いまして、ただいま議題になりました関係法規がこれらと不可分の関係にあることはもちろん、この扱い方がこの法案全体と重大な関連を持つものでありまして、その関係の中において特別に御意見をいたしたいと思っております。今医療保険関係だけを取り上げてみても、健康保険には政府管掌、組合経営、さらに日雇い健康保険があり、船員保険、厚生年金保険、それに国家公務員共済組合、市町村職員共済組合、あるいは私立学校教職員共済組合などがありまして、これらの全体の調和とその調整の中に改正が行わなければならないことは申すまでもありません。この関係の中において、特に私のお尋ねをいたそうと思うことは、健康保険の改正の中で、この特別会計法にも明らかにされておりますように、一部政府の予算措置による補助金の関係において、国民保険と健康保険の補助率についてははなはだしく相違しておる点について、どうしてもわれわれの了解のできない点がございまして、この点を数字をあげて一つお尋ねをいたしたいと思っております。

蔵当局のお考えをまず伺っておきたいと思つております。順次お尋ねをいたしますが、その相違点について、一つ数字をあげて御説明いただきたいと思います。

○宮川政府委員 健康保険につきましては、いろいろな種類のものがございまして、これにつきまして、国庫の医療費に対する補助、あるいは事務費の補助のやり方が個々になつておりますことは御指摘の通りでございます。国民健康保険につきましては、二割の医療費の補助をいたしております。これは、御承知のように国民健康保険に對しましては、事業主の負担というものがございまして、特に二割の国庫補助をいたしております。健康保険の補助といたしましては、何ら医療費に対する補助というものをいたしておらなかつたのでありますが、御承知のように政府管掌健康保険につきましては、非常な赤字になつておりました。財政の基盤がきわめて脆弱になつておるような事態にかんがみまして、今回初めて国庫補助をやる、こういう考え方をとつた次第であります。

○井堀委員 健康保険と国民保険の制度それ自身の共通点については、申すまでもありませんが、ただ補助について、政府の考え方が今二つの点について明らかになりました。一つは、健康保険が雇い主の一部負担による保険財源を求めておることはその通りであります。いま一つは、保険経済の赤字をあげておるようでありまして、この二つの相違のうち、健康保険について事業主の負担があるというところは、この保険の歴史的な経過並びにこの持つ保険の性質が、単に一般の国民健康保険

と異なり、一種の労務管理を加味してありますことは当然であります。この関係を私ども明らかにしないで、ただ表面上保険財源の重要な部分を一部雇い主が負担しておるからというところをもつて、健康保険と国民保険の補助に対する相違を争うというところは重大な関係が今後起ってくるのであります。これがもし大蔵当局のお考えであるか、政府の総合的な意見としてそういう御答弁をいただけるのかは、ただいま社会労働委員会が審議をされておりますものと重大な関係がございまして、この点は重ねて念を押す意味でお尋ねをいたしたいと思います。

それから赤字の点については、今日政府管掌の健康保険は、その経営は全く致命的な赤字に当面しておるわけでありまして、この点では五十歩百歩の論議はあるかもしれませんが、第二の理由は、あまり大きな理由にならぬ。もしその理由があるとするならば、片方が二割とされるならば、その割合の上において論議されていくべきじゃないか。それならば、その割合についてどういうふうな御判断なさつて二割と三十億との差をつけられたかについて、お答えをいただきたいと思います。

○宮川政府委員 国民健康保険法の二割と今回の政府管掌健康保険に對します三十億の規模をございしますが、二割につきましては、事業主の負担のなす国民健康保険の実態を考慮しまして、すでに二割を補助することにしておつたのでございします。政府管掌健康保険に事業主の負担があり、国民健康保険に事業主の負担がないからというわけでは、一つには二割国庫補助をし、こつちはやつておらぬという建前ではございせん。国民健康保険につきましては、今申しましたように、事業主の負担がないという事態にかんがみて二割国庫補助をいたしておつたのでございしますが、その他の健康保険につきましては、これは保険経済として自立してやつていくべきであるという考え方からいたしまして、政府は従来医療費に對する補助という考え方をとつていなかったものでございします。しかしながら、先ほど私は赤字の点を申しましたが、単に政府管掌健康保険に赤字があるというところだけではございしません。で、医療保障の前進と申しますか、発達という見地に立ちまして、医療水準を下げないで健康保険が営まれるようにするために特に補助をしよう、今回三十億をきめましたのは、政府管掌健康保険の本年度の収支予想を見まして、それに対して他の保険とのバランス、財政事情等も総合勘案いたしまして三十億をきめた次第でございまして、その間に一貫した思想がないことは御指摘の通りでございます。

その他日雇い健康保険、あるいは組合管掌健康保険、共済組合健康保険等いろいろございしますが、それらの健康保険全体を通じて、政府が国庫補助をどのようにすべきか、また一部負担はどのようにすべきかという点につきましては、今後、特に今年度はそれがための調査費用を計上いたしまして、慎重検討した上で総合的な対策を立てたい、今年はとりあえず政府管掌健康保険に對して三十億を補助することにいたしたい、こういう考え方に立つた次第でございします。

○井堀委員 これは非常に重要なことでありますから、もう少し、それで

は御答弁を願う上に便宜であらうと思つて、一つ一つについて数字をあげてお伺いしたいと思つております。今私の申しました医療保険に對する政府の補助金なりあるいは財政融資なりについて、たとえば政府管掌の健康保険、組合の経営する健康保険、日雇い健康保険、あるいは船員保険、国民健康保険については先ほど私が申しましたが、あるいは公務員の共済組合、市町村の職員共済組合、それぞれ政府が支出しておると思つて、その支出の内訳とその額の相違の理由を、大まかに一つ一つでございしますから、一つ出していただきたいと思います。

○宮川政府委員 健康保険に對しましては、被保険者一人当たり百四十二円二十銭で、事務費補助をいたしております。これに對しまして、さらに今回三十億の業務執行に要する費用の補助をいたすことになつておるわけでありまして、国民健康保険につきましては、医療給付費の二割といたしまして、六十三億六千七百円の補助をいたしてあります。そのほか事務費補助といたしまして二十億五千八百万円、さらに直營診療所補助といたしまして二億円、指導監督委託費といたしまして二千四百万円、保健婦設置補助といたしまして一億七千万円、これらを合算しまして、国民健康保険助成費といたしまして八十八億一千九百万円を予算に計上いたしております。

船員保険につきましては、疾病部門に對しましては、今回一億四千万円を予算に計上いたして補助をすることにいたしております。その他失業給付、年金給付がございしますが、これは医療に關係

ございせんので御愛いたしましたして、業務取扱いたしまして六千万円を補助をいたしております。

日雇健康保険につきましては二億二千四百万円を補助をいたしております。

○井堀委員

数字については今にわかには困難かと思いますが、あとで資料として提供していただければけっこうだと思ひます。もう一ぺん注文いたしておきたい。それは、被保険者一人当りに対する単価はどういうぐあいになっておるか、それから事務費はもろろん別でけっこうであります。国家公務員の場合は、全額国庫の負担になると思ひますが、そこで私がこころいお尋ねをいたしますのは、一方においては福祉国家を指向する社会保障制度の確立について、政府も高く政策を掲げておるわけでありませう。このことは、たゞそういうスローガンだけでは、われわれはもちろん理解すべき事柄のものであります。問題は、今私の指摘したものに對して、全体の財源、あるいは国の経済力等を勘案してどこにどうすればいいかという配分の問題もあるかと思ひます。その配分をいたす場合に、どこに重点を置くべきかということ、立場こそ相違され、福祉国家を指向するものとしては、この点を正確に理解しないでは論議することはできないと思ひます。ここに国の財政を預かる大蔵当局としては、この問題に對して十分な理解なくしては、私は国の重要な財政を左右するということは許されぬと思ひのであります。そういう意味でお尋ねしておるわけでありませう。ことに今私どもは、健康保険の改正なり、あるいは船員保険の改正なりについて、非常に重大な

段階にあるわけでありませう。一方においては、医療担当者に犠牲を強要するよりの改正内容が出てきておる、今日医療保険にとつては、全くその死命を制せられるような、われわれは改悪と言つておられますが、保険の内容を改変しようとする、すなわち被保険者の負担を増大してこの赤字を補てんしようというような行き方は、これは全く保険の精神をじゅうりんしたものであるといわなければなりません。そういうよりの改正案が今出てきておるわけでありませう。よつてもつてこれが理由としては、保険経済の赤字をあげて終始答弁に當つておるのが政府の態度であります。もちろん保険経済の赤字をどう解消するかということについては、われわれも協力しなければならぬことは申すまでもないのであるが、そこでその大事な点は、今健康保険の赤字の理由、政府も指摘しておられますが、大きな理由が二つあげられておる、一つは、保険経済の唯一の財源であります標準報酬、すなわち保険料の収入減をあげておる、それに医療費が見合はないう、このことをはつきりするたために、今他の委員会で論議をしておるのであります。この原因をあなた方はどうお考えになつておるかということが大事なんです。一つは、政策を授ける大臣でなければ答弁ができませんと思ひます。一つは、事務当局が答弁ができません。その事務当局の答弁のことであります。その事務当局の答弁のことであります。それは、あなたも御存じのように、健康保険が急に赤字を出してきたのは、昭和二十八年の暮れから二十九年、三十年代にかけてである。これは一方において政府が緊縮政策、すなわち健全財

政という美名のもとに、非常な大幅に財政全体にわたる、あるいは金融経済の全体にわたる政策の転換をはかったことである。それが金詰まりを来たして、ことに中小企業、零細企業に對して致命的な打撃を与えて、先ほどあなたも指摘されたように、健康保険の保険料源のその半ばが、雇い主によつて負担されている、その雇い主である——すなわちここでいいますと、健康保険の中でも、組合管掌と政府管掌のその二つをあげてみてもわかります。今日組合管掌は九百幾つに上るのでありますけれども、その大部分は、おおよそその保険経済というものはやや小廉を保っているという姿で、少しながらも赤字を出している、政府管掌の方が赤字を出している、その理由は、政府もあげておられますが、その被保険者の大半は中小企業、零細企業に依存しているというところを言っているのではありません。その通りであります。すなわち同じシステムのもとに経営せられておる組合保険が大企業のもとにあり、政府管掌が零細企業や中小企業を對象とするということ、これは、すなわち政府のつた経済政策、財政政策、産業政策というものの一番大きな被害を受けた部分がすなわち労働者の賃金、すなわち報酬実額の減少となつて保険経済に響いてきておるというところは、争えない事実であります。それはこころいいう政策上の転換から起つておる社会保険制度の赤字というものは、当然他の政策をもつて補うことが政府の責任ある措置であり、今日の政府管掌の赤字というものは、政策転換によるところのものであるから、当然その保険財政についての赤字補て

んも他の政策において行ふべきである。言いかえしますならば、国の財政の中にこのような金額を見込んでいなければ、それは総合的な政策とは言えないのであります。一般にいわれるように、大企業保護のもとに中小企業、零細企業を如実に圧迫したということになるわけでありませう。しかもそれが、日本の福祉国家を指向する重大な社会保険政策に對して、自殺的な大きな被害を与えたということでありませう。こころいいう關係からすれば、あなたもさつき国民保険と健康保険に對する補助の点について差をあげられておりましたけれども、もしその差をあげるとするならば、私は国民保険と健康保険を同率に、その金額においてはいかほどが妥当かということとはあつて論議されるべき問題であるが、今日の三十億ということはもつてのほかであります。現に社会保障制度審議会、あるいは社会保険審議会は、あげてこの医療費の二割は当然国庫が負担すべきことを答申しているものであります。大蔵省はこれをがえんじないで、わずかに三十億に減せられたというところは、この点において私は重大な責任を問われなければならぬと思ひます。こころいいう点について、私は他の委員会において資料をわれわれの立場からも要求し、また私どもの調査も明らかにして、以上申し上げたものに対してただ観念論ではなしに、具体的事実をあげて、当然国庫が負担すべきことを政府に勧告してゐるのであります。そこでその財布を握つておられます大蔵省は、ここにこの特別会計をこの際じやうとする場合において、こころいいう根本的な問題に對す

る考え方が間違つてゐるのではないかと、この点に對する問題を明らかにしたいために、私は質問をしてゐるわけでありませう。あなたは御答弁を願える点については、同じ医療保険制度の中において甲乙をつけるというならば、その甲乙については、それぞれりつぱな理由があげられなければならぬと思ひます。その理由が今まできつて不明確であります。不明確というよりは、明らかにされていないのであります。この際このことを明らかにする必要があると思ひます。さつき申し上げたような資料については、もちろん一つ詳細に出していただく、それによつてまたお尋ねをいたすことがあろうと思ひますが、一応その点はお願ひしておきます。

それから健康保険に對する補助金を三十億に上つた。答申案も二割の要請をしており、それが一般の世論になつておるにもかかわらず、この面に對してきびしいしほり方をしておる。この点が医療担当者の反響を受けて大きな社会問題となつておる。この問題を部分的に扱うことなくして、根本的には財政的な措置の上に大きな誤りがあるものでありますから、これに對して、大蔵当局としてはどういふふうにお考えになつておるか、この点に對するお答えを願ひたいと思ひます。

○宮川政府委員 非常に重要な問題でございまして、事務当局の私が御答弁申し上げる問題じゃないかもしれませうが、先ほど申し上げましたように、健康保険につきましては、将来国民皆保険を目途といたしまして総合的に研究調査いたしまして、いかなる国

庫負担制度をしくのがいいのかという
ことを検討して参るつもりであります
す。今回三十億の補助を出すことに
いたしましたのは、御承知のように、三
千万という人数の人がまだ健康保険の
恩恵に浴していません。こういう点
も考えまして、今年度の政府管掌健康
保険の収支の状況というものを勘案し
たしまして、一部負担につきましては、
いろいろ御意見がございましてよう
が、英国、西独、フランス等いずれも
一部負担を実施いたしておりますので、
今回一部負担がある程度拡大いた
しまして、それとあわせて三十一年度取
支のバランスがとれるというところに
持っていく。まずこれを発足点といた
しまして、将来もよろの健康保険のパ
ランスというものを考えていきたい、
かように考えておる次第でございま
す。

○井堀委員 私のお尋ねに御答弁にな
らぬのでありますが、しかし今あなた
が指摘されましたように、まだ国民の
全体が医療保険の恩恵に浴していな
い。約三千万、政府の統計によります
と、二千九百六十八万七千と発表して
おりますが、私はこの数字は重要だと
思うし、あなたがあげられましたから
明らかにしておきたいと思ひます。今
日健康保険の中においては、その適用
範囲を拡大しない、すなわち五人未
満の零細事業場はこの恩恵からはずさ
れておるじゃないか、日本の産業構造
の上から見ていいますと、五人未満の
事業場というものはきわめて重要な経
済的な役割、社会的な役割を果してお
るのです。その地位は、侮りがたい大
きな力になっておることを、われわれ

は数字をもつて説明することができ
るのであります。その零細企業のもとに
置かれております労働者こそが、この健
康保険の保護をまず先に受けなければ
ならぬ対象になるのであります。この
範囲の拡大をしないという審議会の
答申があるにもかかわらず、その困難
な理由として、一つは事務的な操作を
あけておりますが、大きな理由は、私
は財政上の問題だと思ひます。だか
ら、こういう点であなたは逃げようと
してありますが、他の国民の大部分、
私はそれが二千九百万のうち約一千
万に相当すると思ひますが、もつと
になるかもしれない、これを健康保
険の中からいいますと、雇用労働者で
残されております者が三百七十五万五
千と政府は発表しております。しかし
この雇用者は、今いろいろ零細企業の労働
者、ことに今問題になっております日
本の雇用の分布の中で、政府の統計の
中では不完全労働、あるいは不完全就
業という言葉で統計の上に表わされて
おります。私どもはこれを潜在失業、す
なわち、かつぎ屋をやったり、紙芝居
をやったり、露店商をやったり、とい
うふうに、正常な生計費を得るに足ら
ないわずかな収入しか得なくても、そ
の人たちは失業者でない。そうして、
これは労働政策の中でも保護を受けな
い。あるいは三百人未満とか、あるい
は一千万円以下の資本金とかいったよ
うな一つの線を引いて中小企業とい
うものを規定しておるようでありませ
れども、上は規定してあります。下は
規定してないのではありません。であ
りますから、見方によれば、中小企業
という十ばかりの言葉で通産行政
の中でめんどろを見なければならぬも

のかもしれない。そうでなければ、潜
在失業ということになって、労働政策の
中で保護を加えなければならぬ。ど
ちらにしても、今日の世の中で一番社会
保障制度の保護を的確に受けなければ
ならぬという人々がはたさされておる。
それが今ここに二千九百万ある。であ
りますから、この拡大は他の方法に
よつて行おうとしておるのであります。
帰するところは、財政上の政府の
負担の問題である。あなたの答弁は逆
なんだ。あなたが健康保険に対する負
担の増大を考へられるなら、この問題
は解消してくるわけでありませう。さ
らにあなたはヨーロッパの例をあげて、
一部負担がいかに必要であるという
まねごとを言つておりますが、これは
厚生省が覆言のように言つておりま
す。しかし欧米諸国の社会保障制度
は、国民所得という社会保障制度を考
える大前提において、背景がまるきり
違ふのです。だから、そういう引例を
用いて財政支出の負担を故意に否定し
ようとすることは、とんでもないこと
である。そういう誤まりを改めなけれ
ば、私どもは法案の審議に當つても、
政府の主張を正しく判断することがで
きぬのであります。こういう点に對し
て、私は御答弁を伺へば何うほど疑い
をますます深くするだけであります。
社会保障制度に何らの理解のない当局
の措置を、私は非常に憂へるのであ
ります。こういう点を質問しておるの
でありますから、今すぐ答弁が困難であ
りますならば、一つ数字を準備されて
御答弁をいただきたい。

健康保険勘定と日雇健康保険勘定を厚生
保険特別会計の中で法律は処理しよう
という行き方をしておる。あるいは船
員保険勘定の中で、国家公務員共済組
合あるいは市町村職員の共済組合をそ
れぞれ扱おうとしておるようでありま
すが、それは、技術上の問題について
はそう特別問題はありません。ただこ
こで重視しなければならぬことは、厚
生年金保険の金は、これも社会保障制
度審議会あるいは社会保険審議会等が
答申してありますけれども、一千三百
億を突破しているでせう。その積立
金は、当然こういう保険関係にすぐ還
元できるような方法の管理が望まし
い。それを大蔵省の運用部資金の中に
一括投入して、まあ諸機関はあるよ
うでありますけれども、大蔵大臣の裁
量で自由に動かせるというふうなやり
方、ことにこれは、この前も私は他の
委員会で質問して明らかにしておる
のであります。要するにその原資と
いうものがどういふふうに使われてお
るかということが重大なものでありま
す。こういう関係がこの問題の中にあ
るわけでありませうから、そこで第一に
お尋ねしたいと思ひますのは、一
体日雇健康保険の勘定と健康保険勘
定の中で、また年金勘定も一緒に答弁
をいただかなければならぬが、こ
こでは、貸付をしてその回収をはかる
という管理の問題であります。一体
こういう積立金の貸し出しの利率がい
ろいろ違ふようでありませうけれども、
そういうものについて今御答弁が願へる
ものなら、すぐ御答弁をいただきます
し、できないようだったら、数字的な
問題でありますから、その勘定項目別
に、預かり金に対する利率、それから

財政投融資の形で出ていくものもあり
ましよう、あるいは公債その他があ
ると思ひますが、そういうものに対す
る詳細な区分けをした受け入れ利率、
それを明らかにしてもらいたい。
それからもう一つ、積立金の還元融
資と思へるものは、ごく一部が労働
者の産労住宅、あるいは療養施設、そ
ういふものにのみしか還元されていな
い、この問題は非常に重大な問題だ
と思ひます。あと二、三お尋ねいたさ
うと思ひますが、その大前提になりま
す。こまかい点はあとで調べていただ
くとして、大まかな数字について、受
け入れ利率は一体どのくらいで、そ
の年額はどのくらいか、それから貸
出しの利息関係の点について数字を
お示しいただきたい。

○宮川政府委員 恐縮でございま
すが、所管が理財局になっておりま
して、詳細な数字がございせんので、
後日資料として出したいと思つてお
ります。預かり利率は七年のもので六
分、五年のもので五分五厘になって
おりました、これの運用利率につ
きましては、後日資料としてお出し
することと致し願ひいたします。
なお先ほどお触れになりました運用
の点でございしますが、御指摘のよ
うに、一十億を厚生年金の方は積立金
がオーバーしております。これの運用
につきましては、勤労者厚生住宅、中
小企業金融、国民金融公庫に対する融
資というふうな、主としてこういう中
小企業関係、あるいは零細な労働者
の方に対する融資額というものが年々
ふえてきております。運用につきま
しては、資金の効率的運用をはかる
という見地に立ちまして、大蔵省で一元

健康保険勘定と日雇健康保険勘定を厚生
保険特別会計の中で法律は処理しよう
という行き方をしておる。あるいは船
員保険勘定の中で、国家公務員共済組
合あるいは市町村職員の共済組合をそ
れぞれ扱おうとしておるようでありま
すが、それは、技術上の問題について
はそう特別問題はありません。ただこ
こで重視しなければならぬことは、厚
生年金保険の金は、これも社会保障制
度審議会あるいは社会保険審議会等が
答申してありますけれども、一千三百
億を突破しているでせう。その積立
金は、当然こういう保険関係にすぐ還
元できるような方法の管理が望まし
い。それを大蔵省の運用部資金の中に
一括投入して、まあ諸機関はあるよ
うでありますけれども、大蔵大臣の裁
量で自由に動かせるというふうなやり
方、ことにこれは、この前も私は他の
委員会で質問して明らかにしておる
のであります。要するにその原資と
いうものがどういふふうに使われてお
るかということが重大なものでありま
す。こういう関係がこの問題の中にあ
るわけでありませうから、そこで第一に
お尋ねしたいと思ひますのは、一
体日雇健康保険の勘定と健康保険勘
定の中で、また年金勘定も一緒に答弁
をいただかなければならぬが、こ
こでは、貸付をしてその回収をはかる
という管理の問題であります。一体
こういう積立金の貸し出しの利率がい
ろいろ違ふようでありませうけれども、
そういうものについて今御答弁が願へる
ものなら、すぐ御答弁をいただきます
し、できないようだったら、数字的な
問題でありますから、その勘定項目別
に、預かり金に対する利率、それから

健康保険勘定と日雇健康保険勘定を厚生
保険特別会計の中で法律は処理しよう
という行き方をしておる。あるいは船
員保険勘定の中で、国家公務員共済組
合あるいは市町村職員の共済組合をそ
れぞれ扱おうとしておるようでありま
すが、それは、技術上の問題について
はそう特別問題はありません。ただこ
こで重視しなければならぬことは、厚
生年金保険の金は、これも社会保障制
度審議会あるいは社会保険審議会等が
答申してありますけれども、一千三百
億を突破しているでせう。その積立
金は、当然こういう保険関係にすぐ還
元できるような方法の管理が望まし
い。それを大蔵省の運用部資金の中に
一括投入して、まあ諸機関はあるよ
うでありますけれども、大蔵大臣の裁
量で自由に動かせるというふうなやり
方、ことにこれは、この前も私は他の
委員会で質問して明らかにしておる
のであります。要するにその原資と
いうものがどういふふうに使われてお
るかということが重大なものでありま
す。こういう関係がこの問題の中にあ
るわけでありませうから、そこで第一に
お尋ねしたいと思ひますのは、一
体日雇健康保険の勘定と健康保険勘
定の中で、また年金勘定も一緒に答弁
をいただかなければならぬが、こ
こでは、貸付をしてその回収をはかる
という管理の問題であります。一体
こういう積立金の貸し出しの利率がい
ろいろ違ふようでありませうけれども、
そういうものについて今御答弁が願へる
ものなら、すぐ御答弁をいただきます
し、できないようだったら、数字的な
問題でありますから、その勘定項目別
に、預かり金に対する利率、それから

的に資金運用委員会の議を経てやっておるようなわけでありまして、貸付の方につきましては、できるだけ還元を多くするという配慮を加えておる次第でございます。

○井堀委員 あなたの方の一月末の厚生年金積み立ては一千三百四十八億何がしという数字になっておるようでありまして、これは莫大な金であります。しかもこれは、労働者の零細な永年にわたる積立金であります。また一部雇い主の苦しい負担の中から積み上げてきた貴重な金であります。その金とどこに使われておるかということ、無関心でおられぬわけでありまして、でありますから、この点に対する詳細な数字をそれぞれお示し願わなければならぬ。今すぐ承わりたいと思いましたが、お答えできぬようでありまして、次に還元融資の点であります。相当大幅な還元をしておりますが、金額でどのくらい、それから支払いと受け入れの利息の幅が何程の幅になるか、その点くらいはおわかりになると思っておりますので、その点一つ承わりたい。

○宮川政府委員 勤労者厚生資金、中小企業金融公庫、国民金融公庫、住宅金融公庫等を通じて、三十一年度は四百三十億程度の貸付を行っております。おととしは承知いたしております。利息やば、恐縮でございますがちょっと資料がございません。

○井堀委員 私のところである程度調査ができておりますが、正確を期する意味で、そちらの資料を出していただいてから質疑をもう少し続行したいと思っております。

そこで大体お話しになったところによりまして、一千三百四十八億以上の積立金のうち、四百三十億がいろいろな意味で還元融資と思われると言っております。しかしわれわれからいいますと、それが果して還元融資であるかどうかは問題があると思っております。一応百歩譲って、当局の答弁通りそれが還元融資に該当するすれば、わずかに四百三十億しか行なっていない。一千三百億のうちで、他の金は還元融資でないということだけは明らかなんです。

こういふ労働者のための厚生年金でありますから、労働者のためにこれを大幅に還元融資するべきであり、活用するべきだと思っておりますが、その点に対する大蔵当局の見解を伺っておきたい。

○宮川政府委員 あるいは誤解があるにわたったのではないかと、思いますが、御指摘のように、積立金の累計額は千三百億くらいになっておりますが、本年度資金運用部資金等と一緒にいたしまして運用いたします厚生年金関係の金は、三百十五億でございます。私が申しました四百三十億も、必ずしも厚生年金をそのままそちらに持つていくのではありません。全体を総合しての数字でございます。単純にこの三百十五億と四百三十億という数字の比較は私にはできないと思っております。同時に千三百億と四百三十億の数字も、また単純に比較することはできないのではないかと、かように考えます。

ただ私今申し上げたいことは、積立金の額は千三百億になっておりますが、今年度運用の原資として見ております厚生年金関係の資金といたしましては、三百十五億円であるということをお示し上げておるのであります。

○井堀委員 これは、数字が明らかにあります。これは、数字が明らかにあります。委員長にお願いしておきたいと思っておりますが、厚生年金勘定のみではありません、全体の社会保険に關係してありますから、運用部資金の原資全体について、たとえば郵便貯金のようなものもあるでしょう、あるいは簡易保険のようなど、労働大衆の零細な金も入っております。どういふ全体についてお示し願うと思っております。至急に最も新しい資料を提供していただきたい、この点はおとまたお尋ねをします。

この際や抽象的に流れますけれども、還元融資を行うということについて、何か特別に配慮をしておられぬかどうか、特に私はずっと前からこの問題について政府の意向をただしてきておりますが、半ば明らかになってきております。これは、還元融資は大幅にいたしたいということ、たびたび大蔵大臣の言明するところでありまして、その還元融資をしたところで、こういう貴重な金でありますから、確実に回収されなければなりません。あまり長期で多額の金を還元することは困難であります。しかしこの積立金は、長期保険の金でありますから、そうとはばかりは言い切れぬものがあると思っております。その辺の数字を並べて議論をしなければならぬと思っております。ここで聞いておきたいことは、一体還元融資はどの方面に行おうとしておるか、あるいはしなければならぬと思っております。この点に対する考え方だけでも伺いたい。

○山手政府委員 その点については、今お示しをいたしましたように、できるだけ努力をして還元をしていくようにいたしたいと考えております。が、たとえていえば、勤労者厚生住宅のごときものにつきましても、積極的な融資を行なっていく所存でございます。

○井堀委員 これは、たびたび大蔵大臣からも今の次官のような御答弁をいただいておりますから、そのことを念を押す必要はないので、還元融資をやるときは、ただやるべきであるといいいながら、具体的にそれが運ばれなければ意味がないのであつて、今日はその具体的な方法をお尋ねしようと思つて臨んだわけでありまして、数字が明確でないから、数字的に議論ができせんけれども、千三百億の積立金のあつた程度のもので還元融資できるか、またその融資の範囲はどのくらいかというお考えがあるはずである。それがないとするならば、こちらから具体的ににお尋ねすることにお答えできないじゃないですか。しかし、それは当然大蔵当局としては方針を堅持されておるべきであります。たびたび一萬田大蔵大臣は、この委員会でも、還元融資をいたしますということを言っておる。それを事務当局の方は聞いておるわけですか。

○山手政府委員 先ほどからいろいろ御説明がございましてけれども、一応数字としては千三百億の積み立てがあるということになっております。その千三百億は、毎年運用計画に基づきまして運用をいたしております。今その千三百億の運用計画、そのほかこまかい内容については資料を持ち合せておりません。それではすぐこれだけ還元融資をいたしますと御答弁申し上げる材料を持っておりませんけれども、御質問でございますから、できるだけ早い機会にこの資料をととのえて御返事を申し上げます。

○井堀委員 きょう大蔵大臣が出席されておりますれば、そういう御答弁で満足するわけにはいかないのです。これは初めてお尋ねするものではございません。こういう貴重な莫大の金をお預かりしておる当局者としては、その管理については常にその方針を堅持され、その使途については明らかにしなければならぬ性質のものだと信ずるものであります。今の御答弁を聞いて非常に残念に思っています。一つ委員長にお願ひしておきたいのですが、今後の会議でけつこうでございまして、この問題はすでに資料がおりになるはずだと思っておりますから、整理してぜひ発表していただきたいと思ひます。

それから次に、船員保険関係であります。さつき大蔵当局は、一部負担の問題について何か諸外国の例をあげて答弁されたのであります。もし船員保険の場合においてその議論が成り立つならば、これは非常に重大であります。御案内のように、この船員保険は、健康保険や国民保険とは著しく本質を異にするのでありまして、海上労働者の特殊事情から、船員法によってその災害については明らかに補償の道が確立されておるわけでありまして、すなわち船員法の八十九条で、船員が業務上負傷または疾病にかつた場合においては、その船舶所有者に全額その費用の負担を命じておるわけであり

ます。ところが今度の改正によりますと、一部をやはり被保険者が初診料その他の形において負担して、それを後に船主が支払うという立てかえの方法がとられようとしておるわけです。このことは、筋の上からいへば一時立てかえではありますけれども、実質的には、十分な療養を妨げる結果になることは明らかであります。こういう点については、船員保険勘定においては別な勘定を設けて、もし立てかえの必要があるとするならば、被保険者の立てかえによらないで、前払いの形式でやるなり、あるいは政府は別途の道を講じて、完全医療ができるようにすることとが船員法八十九条の当然の趣旨だと信ずるのであります。こういう点については、今回の厚生保険の方の中にも、また船員保険の一部改正の中にも、きわめて不合理な矛盾が出ておるのであります。これに対して、大蔵当局はそれぞれ検討をされたと思うのでありますが、いかなる措置をお考えになつておられるか、この際明らかにしておいていただきたい。

○山手政府委員 さつきからいろいろ御答弁を申し上げておりますように、厚生保険あるいは政府管掌の健康保険、あるいはこの船員保険、いろいろ問題を持つておりますが、政府といたしましては、できるだけ社会保障制度の趣旨に徹底するように、もっと合理的な、統一的な措置に出られるように根本的な改正をし、社会保障制度を推し進めて参りたい所存でございます。船員保険につきましても、政府管掌健康保険と同様、赤字も出ておまして、この際まことに画一的で、議論としては筋の通らないうらみはございませうけれども、一応こういうふうな制度を採用することによって切り抜けていこうというところにいたした次第でございます。

○井堀委員 これは、見方によりましては法律違反になるわけでありまして、船員保険法でその責任を明らかにしておきながら、それを他の法律でということになりますと、そこにも問題があると思いますが、そのことよりも、きょうの私のお尋ねに対して大蔵当局から一向まともな答弁がいただけませんのを残念に思います。そこで委員長をお願いしておきたいと思ひますが、厚生年金関係の問題、それから資金運用部関係についても、大蔵大臣に前にいろいろ注文もし、答弁をいただくことを他の委員会でも約束しているわけでありまして、大蔵大臣が出席できればその機会を与えていただき、そこで明らかにしておきたい。それから先ほど来医療保険全体に対する政府の負担関係、それからこの勘定科目の中における受け払いの関係については、数字を至急に取そろえていただきたい。これは各省にあるはずですので、御提示をいただいて、それについてお尋ねすることにしまして、私の質問はこれで一応留保しておきたいと思ひます。

○松原委員長 次に横山利秋君。○横山委員 余剰農産物資金融通特別会計法の一部を改正する法律案について、お尋ねをいたしたいと思ひます。余剰農産物協定も第二次になつておるわけでありまして、この協定の根本的なあり方について、政府としては考へるべき段階に到達しておるのではないかと考へるのであります。と申し

ますのは、本来アメリカにおいて余剰であるものが、日本において必要な品であれば必ずしも問題は無いのであります。しかしアメリカで不必要なものであると同時に、それは往々にして日本に不必要な、あるいは過剰なものであるというところになりやすいのであります。もう一つは、最初のころには贈与分がある程度含まれておつて、なほ一部にはありがたみという感じはいたしました。しかしながら最近の第二次協定では、別に細目取りきめはいたしてはおりませんけれども、だんだんこれはなくなつておる、こういうような性格になつておるわけでありまして、従つていろいろなことを考へますと、余剰農産物の輸入が日本の経済にどういふ影響をもたらすかという判断をして、この判断を大事にしなければならぬ。私は考へるのであります。ただ見返り資金が日本産業の復興に役立つことができるといふことだけに重点を置いて、輸入する品物が日本産業を混乱に導く、あまり利益をもたらさないというふうな状況に陥つて参りますならば、これは仏作つて魂入れずと申しますか、そんな感じがほつぽつ濃化してきたように考へるのであります。従つて本法律案が、本年度二十億一時借入金をするといふところに焦点はありますもの、余剰農産物の今後について、政府はどういふもの考へ方をいたしておつて、そしてこの借入金をしようとするのか、まずその点からお伺いをしたいと思ひます。

○山手政府委員 ただいまのお話のうちに、余剰農産物協定によつて余剰農産物を受け入れることにより、わが国の経済界には何ら利益をもたらさないのみならず、混乱せしめるということでございます。混乱せしめるならば、もちろん政府といたしましては、こういうものを輸入する意思は全然ございませうけれども、今もお話がありましたが、多少ともわが国の経済界にもプラスになり、それが相互に好影響を与える結果になるということであれば、せつかくでございますから、できるだけ協定の締結をしようとするということにしたい。いきなり所存でございますが、その内容、見直し等につきましては、農林省側から御答弁をさせていただきます。農林省側から御答弁をさせていただきます。

○昌谷政府委員 余剰農産物の受け入れの問題につきましては、国内の需給関係なり、そういう食糧関係について、それぞれの年の需給計画に基きまして、必要な要輸入量のうちの一部について余剰農産物の受け入れを行なつております。そういうような関係におきまして、特に余剰農産物受け入れが必要以上の食糧の輸入を結果いたしておるといふことにはなつておらぬわけですが、なおその需給計画等の詳細について御説明の必要がございませう。食糧庁の輸入計画課長も出ておりますので、その方から説明していただきます。

○山手政府委員 抽象的に品物を受け入れた、その受け入れは必要な物資でありましてということでは、全然答弁にならぬと思ひます。もうすでに去年河野さんが向うへ行かれて歸つてきてから、大蔵委員会関係ではごうごうたる非難が葉タバコに集まりました。今綿花も過剰輸入だといわれている。大麦、小麦だって同じようなことがいわれているのです。余剰農産物の小麦四十五万トン、大麦十萬トン、綿花十萬

俵、葉タバコ千五百トン等々については、ほとんどと言つていへば過剰輸入ではないかという議論が今またにあるわけですね。すでに新聞の社説等におきまして、そういうような声が方方に出ておるわけですね。あなたは簡単に、いや、これは必要なのでございませうと言ふならば、ほんとうに必要かどうか、その根拠を一つ示していただきたい。

○山手政府委員 葉タバコの千五百トン、これは非常に困るというふうなお話でございますが、御承知のように、たばこの品質の改善をいたしまして、愛煙者にできるだけ品質のいいたばこを吸ってもらおうということでは、アメリカ産の黄色種のかおりの高い原料を使つて、いたばこを作つて愛煙者の要望にこたえていこうということでは、私ども決して意味のないことではあるまいと思ひます。あるいは綿花の問題につきましても、日本の繊維産業の現況から、十萬俵程度のものは十二分にこなし得るといふ考へでおる次第でございます。

○横山委員 政務次官が急に発言をされましたけれども、あなたがおっしゃるならば、一つ葉タバコ論争をしてみたいと思ひます。去年河野さんが持ってきた、そのとき衆参両院で、ことに参議院ではごうごうたる非難が起つた、新聞も一斉にこれを取り上げた。そうして専売公社を呼んで聞いたら、専売公社は、ストックが三年分ございませうと言つた。そんならお前の方は反対したかと言つたら、反対しました、反対しましたけれども、諸般の情勢上、政府の御命令でございませうから聞かざるを得ませんでしたと参議院で答

へた。葉タバコ千五百トン等々については、ほとんどと言つていへば過剰輸入ではないかという議論が今またにあるわけですね。すでに新聞の社説等におきまして、そういうような声が方方に出ておるわけですね。あなたは簡単に、いや、これは必要なのでございませうと言ふならば、ほんとうに必要かどうか、その根拠を一つ示していただきたい。

○山手政府委員 葉タバコの千五百トン、これは非常に困るというふうなお話でございますが、御承知のように、たばこの品質の改善をいたしまして、愛煙者にできるだけ品質のいいたばこを吸ってもらおうということでは、アメリカ産の黄色種のかおりの高い原料を使つて、いたばこを作つて愛煙者の要望にこたえていこうということでは、私ども決して意味のないことではあるまいと思ひます。あるいは綿花の問題につきましても、日本の繊維産業の現況から、十萬俵程度のものは十二分にこなし得るといふ考へでおる次第でございます。

○山手政府委員 さつきからいろいろ御答弁を申し上げておりますように、厚生保険あるいは政府管掌の健康保険、あるいはこの船員保険、いろいろ問題を持つておりますが、政府といたしましては、できるだけ社会保障制度の趣旨に徹底するように、もっと合理的な、統一的な措置に出られるように根本的な改正をし、社会保障制度を推し進めて参りたい所存でございます。船員保険につきましても、政府管掌健康保険と同様、赤字も出ておまして、この際まことに画一的で、議論としては筋の通らないうらみはございませうけれども、一応こういうふうな制度を採用することによって切り抜けていこうというところにいたした次第でございます。

○井堀委員 これは、見方によりましては法律違反になるわけでありまして、船員保険法でその責任を明らかにしておきながら、それを他の法律でということになりますと、そこにも問題があると思いますが、そのことよりも、きょうの私のお尋ねに対して大蔵当局から一向まともな答弁がいただけませんのを残念に思います。そこで委員長をお願いしておきたいと思ひますが、厚生年金関係の問題、それから資金運用部関係についても、大蔵大臣に前にいろいろ注文もし、答弁をいただくことを他の委員会でも約束しているわけでありまして、大蔵大臣が出席できればその機会を与えていただき、そこで明らかにしておきたい。それから先ほど来医療保険全体に対する政府の負担関係、それからこの勘定科目の中における受け払いの関係については、数字を至急に取そろえていただきたい。これは各省にあるはずですので、御提示をいただいて、それについてお尋ねすることにしまして、私の質問はこれで一応留保しておきたいと思ひます。

○松原委員長 次に横山利秋君。○横山委員 余剰農産物資金融通特別会計法の一部を改正する法律案について、お尋ねをいたしたいと思ひます。余剰農産物協定も第二次になつておるわけでありまして、この協定の根本的なあり方について、政府としては考へるべき段階に到達しておるのではないかと考へるのであります。と申し

ますのは、本来アメリカにおいて余剰であるものが、日本において必要な品であれば必ずしも問題は無いのであります。しかしアメリカで不必要な、あるいは過剰なものであると同時に、それは往々にして日本に不必要な、あるいは過剰なものであるというところになりやすいのであります。もう一つは、最初のころには贈与分がある程度含まれておつて、なほ一部にはありがたみという感じはいたしました。しかしながら最近の第二次協定では、別に細目取りきめはいたしてはおりませんけれども、だんだんこれはなくなつておる、こういうような性格になつておるわけでありまして、従つていろいろなことを考へますと、余剰農産物の輸入が日本の経済にどういふ影響をもたらすかという判断をして、この判断を大事にしなければならぬ。私は考へるのであります。ただ見返り資金が日本産業の復興に役立つことができるといふことだけに重点を置いて、輸入する品物が日本産業を混乱に導く、あまり利益をもたらさないというふうな状況に陥つて参りますならば、これは仏作つて魂入れずと申しますか、そんな感じがほつぽつ濃化してきたように考へるのであります。従つて本法律案が、本年度二十億一時借入金をするといふところに焦点はありますもの、余剰農産物の今後について、政府はどういふもの考へ方をいたしておつて、そしてこの借入金をしようとするのか、まずその点からお伺いをしたいと思ひます。

○山手政府委員 ただいまのお話のうちに、余剰農産物協定によつて余剰農産物を受け入れることにより、わが国の経済界には何ら利益をもたらさないのみならず、混乱せしめるということでございます。混乱せしめるならば、もちろん政府といたしましては、こういうものを輸入する意思は全然ございませうけれども、今もお話がありましたが、多少ともわが国の経済界にもプラスになり、それが相互に好影響を与える結果になるということであれば、せつかくでございますから、できるだけ協定の締結をしようとするということにしたい。いきなり所存でございますが、その内容、見直し等につきましては、農林省側から御答弁をさせていただきます。農林省側から御答弁をさせていただきます。

○昌谷政府委員 余剰農産物の受け入れの問題につきましては、国内の需給関係なり、そういう食糧関係について、それぞれの年の需給計画に基きまして、必要な要輸入量のうちの一部について余剰農産物の受け入れを行なつております。そういうような関係におきまして、特に余剰農産物受け入れが必要以上の食糧の輸入を結果いたしておるといふことにはなつておらぬわけですが、なおその需給計画等の詳細について御説明の必要がございませう。食糧庁の輸入計画課長も出ておりますので、その方から説明していただきます。

は、まことに至れり尽せりの政府の手厚い援護であります。この輸入業者がなげもつと早く払わないのか、どうして二、三カ月かかるのか、この点について一つ御説明を願いたいと思ひます。

○丹羽説明員　食糧について例を申し上げます。食糧の輸入をいたしますには、食糧庁で輸入の競争入札をやります。

して、どういふ人間がその食糧を日本に運んで参りましたか。食糧庁に売るかというのを、まず第一段階でやるわけでございます。そういたしまして、ほぼ一カ月ないし二カ月半後に積み出すべき食糧を賣つて、食糧庁に納めます人間を決定をいたします。そうして決定されましたものが現地におきまして、通常の輸入でございますれば、向うの外商、あるいは向うのCCCから買ふものでありますれば、その契約をいたしまして、船の手配をいたしまして、日本に食糧を運んで参るわけであります。その船の運送期間が約一カ月程度かかるわけでございます。それでその

か月前にいたしまして、二月月ないし三月月半かかりまして、日本の港に物を持って参りましたときに検査をいたしまして、ようやく食糧斤が金を払うわけでありまして。その払いました金を外為に輸入業者は積み立てるわけでありまして。そのような経緯で、輸入商社が食糧斤からこの金を受け取ります。その間、これを積み立てるわけには参らないわけでありまして。事前に積み立てるといふ措置は講じておらないわけでありまして。

○横山委員　かりにそうだといたとしても、これは方法は私はあるうかと思ふのです。先にその輸入業者に一部

の金なり何なりの納入をさせる。そうすることによって、この問題の一部の解決は私にはできようかと思ひます。それからその融資先にしたところが、金を貸してやるといふときに、金は入っていないけれども、政府が一つずつもって貸してやる、そういうふうな至れり尽せりの仕事をしなければならぬものかどうか、取り立てる方を、業者から早くその一部を取り立てること、そして融資の方を少し待たせることによつて、この問題は解決が可能だと思ひますが、それがどうしてもできないものであるかどうか、その理由を一つ説明して下さい。

○丹羽説明員 これは、理財局の方から御答弁をいただいた方がいいんじゃないかと思ひますが、食糧の輸入というものは非常に多額な金を要しますものでございまして、これを事前に融資するといふような措置が講ぜられれば、おっしゃるような方法も可能であらうかと思ひます。全般的な問題については、大蔵省の方から御答弁願つた方がよろしいかと存じます。

○山手政府委員 横山委員の御指摘の点は、ごもっともな点もあるのですが、いま少し詳しく、余剰農産物等につきまして、輸入につきましてもいろいろな時期がずれて参りましたり、いろいろなことが起きます。片一方融資をいたします方につきましては、各年度におきまして、事業関係のあるいは漁港とか、あるいは何か、いろいろ計画を立てて事業を行おうといつたところを、わけてございまして、その間のいろいろなずれがございまして関係上、やむを得ずこういうふうな措置もとらうかというところにいたしておるわけでありま

す。

○横山委員 それでは理由になりませぬね。今のお話でも大蔵省で少し考えれば、事前に融資をしたらそんなことをしなくてもよろしいと言つておる。あなたの方でこれができないという理由はありませんまい。相手は業者です。これは商売でやつておるのです。商売でやつておるのですから、金を貸しければ金を貸してやるといふべきではない。何も両方にこんな手厚い援助をして、二十億の借入金を作つて、両方に政府がい

い顔をしなければならぬという理由がどこにあるんですか。両方とも商売でやつていらっしゃるんだから、商売でやらせるようにしたらどうですか。どうしてこんな手厚い援助をする必要があるのか、なぜ事前融資ができないのか。

○山手政府委員 ただいま計画課長の方から説明がありましたように、食糧等につきましては相当膨大な資金量でもございまして、いろいろな複雑な手続等を要して参ります関係もございまして、現在のところは、事前にそういう融資をつけて、これをやらすというところはいたしておらないわけではござい

ます。

○山手政府委員 なぜということでは、従来からそういうふうなことでずつと支障なくやつてこれとおつたわけではございまして、こういうふうなことにしなければ今日の段階ではいけなくなつたから、こういうふうなやうな

○横山委員 まだ私の質問に対してはつきりした答弁がないのですが、今までやつておつたのが悪い。そんなことまでしなくてもいいというのです。商売でやつておる人だから、その商売でやつておる人に先に金を融資して、金が払えるようにきちんとしてやつて

○山手政府委員 さつきから申し上げておりますように、いろいろな事業は、第一次から、すぐ貸付計画に従つて借り受けをして工事をやつておるわけではございまして、そつちの方は資金の需要が定時にあるわけではござい

ます。ところが第二次の余剰農産物協定は非常におくられて参りまして、物が

金になるのが非常におくれます。おくれますから、その間の融資等を円滑にするためにもこういうことをやつたわけではございまして、別に他意があるわけではございません。

○横山委員 他意がないからぬけれども、政府は少し手厚い援助をやり過ぎる、三カ月でなく、業者にもつと早く払わせなさい、こつちがつておるのです。直接国が二十億金を積んで、両方に工合のいいようにしてやるほどの何か特別な理由があるのか、なぜそれだけ業者の手厚い援助をしなければならぬかというのを聞いておる、この点はどうかあなたのお話は納得できない。政務次官は何か焦点を御存じない

○山手政府委員 第二回の協定は、いろいろな交渉の経緯などもございまして、非常におくれました。それは輸入

業者等の側における責任でおくれたとかなんとかいふわけではございせんが、非常におくれました。片一方においては、さつきから申し上げておるうちに、工事等の関係で資金が要るわけではございまして、輸入業者にあらかじめ積み立てさせて出すというふうなことは、必ずしも適当でもないと考えますので、融資そのほかを円滑にするためにこういう措置をしたわけではございまして、それ以上の何ものでもないわけではござい

○横山委員 それ以上の何ものでもないというのをはつきりおっしゃると、それ以上の何ものがあるやうな気がする。そんなことを聞いておるわけではない、私は業者と政府の間に何かうしろ暗いところがあるといつて聞きましたか、聞いてないでしやう。それにもかかわらず、あなたがそれ以上のことはありませんとおっしゃるところに、何かあるやうな気がする。私はそれを聞いておるのではなくして、契約金として金をとつたらどうだ、こつちがつておるのです。法律上契約金として金をとつてやつていけないことはないやないか、業界が金がないというなら、農林省がおつしやつたやうに、それこそ少しの利息はつくけれども融資をしてやる、こつちがうにしていけないやないか、普通のペースでそれをやりなさい、こつちがつておる。何も二十億——この二十億の金がほかに回されたら、もつと喜ぶ一般的な問題がある、もつと広範な問題がある、もつと金の必要な場所がある。従つて、これは全く固一な取引の問題だと思ひますが、こつちがうとこつちまでそんなに手厚い援助をしてやる必要はな

い

○山手政府委員　輸入業者は、普通の手続で、普通通りの取引をやっておるわけでございますが、あらかじめ国の方で融資をしてやっても積み立てさせろということでございますが、そういうことをやりますと、金利そのほかにつきまして、また価格そのほかいろいろな影響がございます。そういうことは必ずしも好ましいことでもございませぬ、この第二次の協定は、いろいろ交渉のいきさつ等もあって非常におくれたわけでございますから、輸入業者の責任に帰するような理由によつておくれ、この借入金が必要とされる事態になつたわけではないのでございますから、こういう措置をとることにしたわけでありませぬ。

○横山委員　十億円生産性本部へ貸し付ける、生産性本部はそれを商工中金へ預託する、商工中金は中小企業金融にこれを使用する。まるきりピンはねじりありませんか。なぜそんなことをする必要があるのでですか。(前に聞いたよと呼ぶ者あり)これはだれかやっただけかもしれませんが、そのとき私はおらなかったから、私がわからぬのですから聞くのですが、なぜそういうことをやらなければならぬか。電源開発といい、農地開拓といい、多少の問題はあっても、直接にそこがほしいからそこへ融資をするものです。それが一ぺん生産性本部をくぐって、そこへ貸してやるのは四分、それから商工中金へ六分五厘、商工中金は今度は中小企業へ何分で貸すのですか、九分六厘ですか、二回三回を

ついてもかたがせようというところにいたした次第であります。

○横山委員　ほかにこういうピンはねをやらしておる例がございましたら聞かせて下さい。

○山手政府委員　お示しのように、ピンはねという言葉を使うのは適当じゃないと思いますけれども、二、三あると思いますから、事務局から御説明をいたさせます。

○竹内説明員　そういうピンはね的なものではございませんが、一応ある機関を通して出すというの、これとやらはらになつております商工中金の金でございますが、これを運用部から一応中小公庫に貸しつけまして、中小公庫からさらに商中に貸し付けるわけで

たわけでございます。かたがたそういうことによりまして、中小企業全体の金利が引き下る、いろいろなことから生産性の向上にも、中小企業の方にも寄与できるという考え方をいたしまして、こういう措置をとったわけでございます。

○横山委員 商工中金の金利を引き下げるならば引き下げる本道のやり方があるわけです。何もこんな一穴ぐつてやらなくとも、もつと根本的にやれる手段が本委員会においても幾らも議論され、あなたの方としても常識的にお考えになつても手段は幾らもございします。それにもかかわらず生産性本部を通してやるということは、先ほどお伺したように、端的に生産性本部に錢

○横山委員 政務次官は横を向いていろいろの課長さんですか、こへ金をやりたいのだらうというのと、あの人はうんうんとうるうんうんずうずうしているのです。それにもかかわらず、あなたは、いやそうではないのだという答弁をしておる、また私が質問するとうんうんそうだ、横山さんの言う通りだというふうな何べんも頭を下げている。これは記録には残らぬかもしれないけれども、政府の意見の不統一であります。私は、少くとも今あなたがおっしゃった商工中金の金利の引き下げについては、とにかくこの生産性本部へトンネルでピンハネをさせるといふことがみすみすわ

それから今度は金を貸す方ですね。貸す方が電源開発や農地開拓というふうないろいろなありますけれども、これらの金を生産性本部へ十億円貸すそうでございますね。十億円貸して、それを生産性本部はとうするのですか。

工中金の金利は非常に高いといわれておりまして、商工中金の金利の引き下げを何と合理的にやろうということをも今度の予算の編成の過程においても種々検討をいたしました。中小企業に面における生産性の向上ということ

となでしよう。ここをくぐらなければ十億の融資はできない」という問題じゃないでしよう。生産性本部へ銭をやりたい、やりたいについては、方法がないからこういふことをやるのだというのですか。

ことをいたしますと、金利の補給というようなことは、金融上は必ずしも好ましい方法でもございませんし、そのことがいろいろな方面にまで波及をする等のことが起きまして、いよいよ困った事態になりました、これは避け

円生産性本部へ金をやること自体については問題があるが、同時にこういうトンネルをくぐらなければ、ほかの方法を考えたならばいい。次官の言う商工中金の金利を引き下げるということが本来の目的であるならば、商工中金

へもつとすなおにおやりになるべきであつたというのを、私は特に強調をいたしておきたいのであります。

時間がございませんから、余剰農産物に関する質問はこの程度にいたしまして、次に交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案につ

いて簡単に質問をいたしたいと思ひます。これは交付税を二％を二五％にする、それから譲与税を十分の九を十分の十にするということに尽きるわけであります。お伺ひしたいのは、その国税と地方税の關係、地方財政の赤字の根本的な問題についてはこれで済んだ、こういうふうにお考えでございましょうか。

○宮川政府委員　御承知のように、三十一年度の地方財政対策といたしましては、歳出の節減、歳入の充実等各般にわたりまして措置いたしまして、交付税につきましても、百分の二十二から百分の二十五にいたすことによりまして、今年度の財政需要額は赤字を出さずに、財源をもつて充足される見込みでございます。少くとも今年度は赤字が出ることはないと思っております。

○横山委員　ちよつとしまいがよくわからなかったのでありますが、今回の措置によつて、地方財政の赤字は根本的に解決をされ、国税と地方税との關係についてはこれで一応のめどを打った、こういうふうにお考えでございますか。

○山手政府委員 その点は、今宮川次長が御説明を申し上げましたように、地方財政計画そのほかにとらみ合せまして、大体今年は、この程度の措置をいたしまするならば、政府といたしま

しては、地方には赤字が出ないものとして、考えておるわけでございますけれども、地方におきましても、もちろん実際の経理をやります上において格段の努力をし、政府側の意図のあるところに御協力を願わなければいけないわけでございます。

○横山委員 非常に簡単な御答弁で、私の聞いておるところでは十分でないのであります、今政府は、臨時税制調査会にあらためて三十二年以降の税制の根本的なあり方について引き続き諮問をしておられる。その中における政府のものの考え方——政府を代表してどなたか出ていらつしやるであらうと思うのであるけれども、政府自体と

してのものの考え方として、今後国税と地方税との合理的な再配分という点についてどういふ立場で臨んでおられるのか、つまり二二%を二五%にしたことによつて、もうこういう問題についてはこれで打ちどめだというふうなお考えで臨んでおられるのかどうか、ことしのことではないので、将来の問題です。そういうことをお伺いしているのです。

て、もう一ぺんさらに検討し直すという問題は、まだ残されているというふうに思っております。

○横山委員　もう一つそれに関連して簡単に御質問申し上げますが、今の主税局長のお話ですと、将来の問題としては再検討の段階にあるということでは

すけれども、今の状態でいきますならば、国税はそんなに増税になっていく傾向は出ていない。しかし地方税は、本年度だけでもいろいろな増税措置がなされておる、このままでいけば、地方税はまたどんどん増税の格好になっていく。国税の方で、間接税が多少今の政府の動きで見ますとふえて、直接税が減るといふような傾向が多いように思われる。

いう要請が片方にある。ただ別途現在の経済力が非常に偏在的存在になっている。府県におきましても、非常に富裕府県と貧弱府県とがいろいろ変つてゐる。こういつたような面からいたしますと、独立税を作りますと、とかく富裕府県の方に財源がぐつと大きくなる。

いってしまひまして、貧弱の府県の方にはあまり恩恵をこうむらない。独立税をできるだけ地方団体に与えたいという要請と、財源の偏在する要請とは矛盾するわけであります、その矛盾を調整するのが交付税のような考え方でございます。そんなような経緯にあるものでございますから、税負担全体として、国税、地方税を通じて負担をで

し政府の方では、地方財政は赤字は牛
じないはずであるとおっしゃるのだけ
れども、しかしそれには前提条件があ
つて、かくかくのことでして赤字にな
らないのだ。そういう諸条件が完全
に満たされるかといふと、なかなか
まされぬかと思ふのであります。

従つて諸条件を満たすということが本年度でできないといひまするならば、赤字はさらにふえる。さりとて増税をすれば、独立財源を与へればかえつてアンバランスが生ずる。歸するところでは、百分の二十五という数字が低いのではないか、もう少し国税と地方税との合理的な再配分をすべきものではないか、こゝういふふうに考えるのであり

立税をそんなにふやすことができないというこのゆえに、大体二五程度にいくか、あるいは場合によっては、これを上げる問題も出てくるかもしれないが、しかし独立税をできるだけ地方に持たせたい、こういう要請も別途ありますし、この辺をどういふふうに解決するかというその結論と見合いながらこの問題はきめらるべきものである、かように考えております。

○横山委員 国税庁長官にお伺いをしたいのでありますが、私の質問は何をしようにするか、もうすでにおわりのことだと思ひます。きわめて意外な感じがいたしました。今日の税務職員が、非常に結核の罹病率からいって、昨年度前長官にお伺いしましたところが、各共済組合の中で罹病率が非常に多く、そのとき伺ったのは、一五％でしたか、定員数もなるほど過剰のところはあるけれども、全国的には定員を割って、その中でずいぶん働いておる。しかも税務職員というのは、一般の国民諸君が考えると、警察と税務職員がうちへ来るとぞとすると、こういう声というものは人情として出やすいところでありますが、こういう中で働いておる税務職員が、ここに国鉄が妥結し、あるいは電通が妥結し、そうして年度末の手当をそれぞれ調停案に沿ってもらつておるときに、あなたの方は一文の金も出さないで、たかだか団体交渉をやれといったのに、あなたの方は断つて、会つてもらいたいといつて要請しておる人間を、それがけしからぬといつて首を切るというところは、何としても長官として御反省になるところがあるのではないかと、私はこう思う。しかも先般あなたにお会い

したときにも、あなたは、自分としても考える点がある、こうおっしゃつた。それに何ぞはからん、突如として、組合の諸君も世間一般も忘れたころになつて、何月何日の首切りだ、何だ何だといふことについては、どうしても私はあなたの、税務職員全般をつかさどる人のなすべきことではないかと思うのです。いかなる理由をもつて、この年度末手当をまだ一文ももらえない、ほかではもらつておるところがある、その不満たるや察するに余りある諸君に対して、やにわにやみ夜に鉄砲のごとく解雇並びにその他の処分をなさつたのか、その気持は一体どういふ気持であるか、税務職員に対してどういふお考えをもつて行政をやつていらっしゃるのか。今話が出てくるのですが、マージャンだとかなんだとかやつておるのは高級の人であつて、一般職員諸君は、努力をして税務行政に尽瘁しておるわけですか。この点について一ぱあなたに誠意ある答弁をお伺ひしたい。

○阪田政府委員 税務職員の仕事は、非常に困難なむずかしい仕事をやっております。いろいろな待遇の面について考えなければならぬといふことは、私もかたがね考へておるところでありますが、努力が足りませんで、なかなか理想といふものが、満足するといふ点まで行つておられないように私は感じておるわけでございます。ただ国税庁関係の労働組合の問題でございますが、これにつきましては、かねがね、何といひますか、職員の組合としての合法的な正常な行動を多少逸脱するような点が見えますので、この点に

つきまして、実は昨年来、また本年になりましてからも、再々私もから組合の方へ直接いろいろと警告と申しますが、むずかしい事態にならないように注意して参つたわけでありませんが、それにもかかわりませず、これは御承知と思いますが、先月の二十五日に——ことに私もから直接に、またその前日に組合にも、こういう不都合な結果が起らないように自重してもらいたいと申し入れをいたしました。が、勤務時間中に職場大会を開催するとかいろいろそういった式の非合法の行為がありましたので、いろいろその問題につきましての処分につきまして、その後実は慎重検討いたしました。その結果、私どもとしてはやりたくないことでございますが、やむを得ず昨日これらの関係者に対する処分を発令するようになつたにいたしたわけでありました。ただいまちょっとお話しがございまして、組合との交渉を拒否して、交渉したいと言つてきたものを処分した、そういう一々たような事実はございません。今まで交渉を拒否するようなことはいたしておりません。組合が正常な形で正常な交渉をするというのに対して、まあ、あつちからこちらからできるだけこれに應じて交渉いたしております。私どもがやはり問題にいたしておりますのは、組合の労働運動が正常な合法的な範囲を逸脱する、国家公務員の体面を毀損する、あるいは税務行政にいろいろの非合法な行為のために支障を与える、こういうようなことにつきまして、私どもとしてもやむを得ず処分いたしました。こういうことでございまして、御了承願ひたいと思ひます。

○横山委員 労使の問題について、本委員会が具体的に取上げるのはいかにかと思ひます。しかしながら、全国の税務職員の諸君が、本問題において勤務を受けたことは事実であります。そうして限らない不満をあなたに抱いておることも事実であります。従つて、今後の税務行政に重大な影響を与えることも、またはかり知ることができると思ふのであります。あなたは少くとも今回の問題について、これによつて税務職員の不満やあるいは希望を抑えることができるという確信を持つておられますか。税務職員といへども、国家公務員法九十八条によつて、団体交渉を得る権利があり、同時にいろいろの自分たちの要求についてあなたと交渉する権利がある。またそれぞれの局長に対して面会をし、自分たちの主張を提起し、その態度について質問したりする権利を持つておる。それらの権利は当然なことであります。法によつて保障されたところであり、事実上は団体交渉を拒否した事実はないと言つておられますが、東京国税局において団体交渉を拒否しておるのではありません。それについて、陳情を中に入つて讀ましてくれといふのを、中に入つてはならぬといふことで押し問答いたしたのであります。そういうことをあなたは知らぬとおっしゃるのだけれども、知らなければあなたの怠慢であります。しかもかりにこれがほかの官公労の諸君のように、働いた努力の中で何がしかの金が出て、あなたに何となく、税務職員に対して、あなたは何を言へますか。今日までの努力に対して、あなたはどの要求に対して、いかなることに応じたのです

か。何もしないで、たかだかちよつと時間がはみ出たくらいで首切りだ懲戒だとなつて並べて、何人ですか、十名を処分して、他の官公庁に例のないようなことをして、あなたは、私はやりましてと言つて得意になつてゐるつもりですか。そんなことで税務職員に対する温情といふものはどこにありますか。そういうことではだめですよ。これからどういふふうな税務職員の諸君の痛切なる要求に対して、長としてこたえ得る気持があるのですか、この点について誠意ある気持を一つ聞かしていただきたいと思ひます。

○阪田政府委員 ただいまのお尋ねの点であります。組合といふものは、法律によりまして交渉する権利のあることはお話しした通りであります。また税務署の事情をいたしまして、いろいろ組合の方にも要求があつたと思ひます。今までも交渉いたしておりますし、今後も十分交渉し、聞くべきことは聞くつもりでございます。お話しのように、処分といふことによりまして要求をきかない、要求を抑える、そういう気持は全然持つておりません。なお先ほどいろいろお話しがございましたが、陳情に行つたのに聞かなかつたといふようなお話しでございますが、これはそのときの事情がございまして、これはそのときのお話しでございますので、東京局で、先ほどお話しいたしました、許可されずに勤務時間内の職場大会を開こうとしたとして、職員が参加しなかつたので聞くことができなかった。それにもかかわらず、職場大会の決議なるものを持つてこられて、局長のところにきて読み上げよう、こういふ申し入れがありましたので、職場大会は認めていないし、開かれもしなかつた、従つてそう

いろいろのものを聞く必要はない、こう局長が応答したわけであります。おそらくその問題をおさしになつておるのだらうと思います。

なお今回の処分が、職員全体に対してどういふ反響を持つかという問題であります。これは昨日発表したばかりでありますので、具体的にはわかりませんが、ただ私どももいたしましては、先ほど申し上げました通り、正常な組合の要求はあつたらしくこれを聞く、交渉に應ずるといふ気持ちを持つておりますので、一般の職員、労働組合員も十分私どもの気持ちを了解してくれるものと信じておるよう次第であります。

○横山委員 私は、あなたに法に触れたか触れなかったかというのを聞いておるのではありません。それはもつぱら労働委員会に属する問題でもあらうかと思ふのです。私があなたに聞いておることは、税務行政をつかさどる長として、法に触れたから、あるいは規定、通達に触れたから首切つたということでは済まされませんぞ、こう言つておるのです。こういうことは労働委員会で議論いたしまして、しかし少くとも全国の税務職員を率いて円滑な税務行政をやつて、職員から、長官はよくやつてくれるという気持ちを持たれる必要があつたらう、その立場から考へてゐるのであります。従つて今日は時間ありませんから、私はこの際あなたに注文をしておきます。十名の職員に対して何がゆゑにこういう処分をしたかという具体的な事実、それから組合及び組合員の諸君がどういふ要望をあなたにしてきたか、それに対してあなたはどういふ措置をとつたかという具体的な事実、これら

をつたかといふ具体的な事実、これらは次会の大蔵委員会に一つあなたから提出をしてもらいたい。重ねてあなたの御出席を求めまして答弁を要求したいと思ひます。

○松原委員長 次に石村君。簡単に願ひます。

○石村委員 余剰農産物の法案の審議はきょうが初めてでございます。こゝろ重要なものをよくよく審議しないて通すといふことは、これは国会の権威にかかわる。なるべく長くやろう、こう思つておりましたが、まあ早く早くといふことでもありますが、よく簡単にいたしますが、先ほど横山委員の質問に、輸入業者から金を早く払わなければならないかといふ趣旨の質問があつたのですが、それに対する答弁がはつきりしなかつたのです。協定の二条を見ますと、アメリカの方から合衆国ドルの支出の通告を受領したときには日本ですぐ金を積む、こういふふうに二条はなつておるのです。何も輸入業者が金を払つたか、払わないといふことには関係ないように思ふのですが、これは実際問題の扱ひはどうなつておるのですか。

○丹羽説明員 これは簡単に申し上げますと、アメリカから円で買うわけがあります。食糧庁といつたしましては、輸入業者に金を払いまして、輸入業者は銀行にそれを積んでおくわけであり、一方アメリカから通知が参りましたときに、その数字をチェックいたしました、アメリカの勘定に入れるわけであり、数字のつき合せのためにはアメリカからの書類が参るのであります。

○石村委員 次に御尋ねします。これはこの前の国会でもお尋ねしたのでありますが、どうもわかるような御説明がなかつたのです。五条の關係で、今の二条の關係の通告があつたら食糧その他の輸入物資の代金の支払いについて特別勘定に積み立てる、こうなつておるのです。そしてそれをドルに交換する、そして今度日本銀行でそのドルに交換したものを借入金として日本政府勘定に入れる、こういふような非常にめんどうな処理が行われておるのです。ドルに交換する理由、あるいはそれを借入金にする理由、借入金にするならすしと、円のままですぐできるじゃないか、こう思ふのですが、こゝろいふめんどうなドル交換といふ処置を周でとつておる理由はどこにあるわけでございますか。

○宮川政府委員 御指摘のありましたアメリカ合衆国勘定に入りました積立金は、円で計算されておりますが、御承知のように、この借金はドル建てで行うことになり、この借金はドル建てにつきましては、これを円を外為会計に入れて、外為会計から外貨を借りて国庫の一般勘定に入れる、こういふ仕組みになつておる次第でございます。

○石村委員 そうすると、農産物の価格を払ふといふことも、結局ドルで払われたことになる、また借金自体もドル借金といふことに結論としてはなると思ふのですが、その通りですか。

○宮川政府委員 ドル建て計算を行うことになつておまして、その次の条項にございますように、ドルで返すときは利子が低いといふことになつてお

ります。円でも返せることになつております。

○石村委員 これをドルにする理由、なぜドル建てしなければならぬか、そのことの御説明を願ひます。

○宮川政府委員 建前は円借りるわけでございますが、御承知のように、長い先通貨価値にも変動がございますので、向うの側におきましてぜひドル建てしていただきたい、ドル建てにしますならば利子は安くいたします、こゝろいふ要望がございまして、協定を締結いたします際に、ドル建の場合はこゝろ、こゝろいふふうにいたすわけでございます。

○石村委員 結局ドル借金になつてしまつたといふことから、五条の「支払われた日本円の使用計画に關しては、日本国の経済状態を考慮することに同意する」とあるわけですが、支払われた日本円が、元はドル借金であるといふことから、アメリカがこれを本國にドルにして送金するといふこともこれで考慮するだろうか、やろうと思へば強行できることになるのじゃないか、こゝろ考えますがいかがですか。

○宮川政府委員 あくまでもドル借金ではございません。円の借金でございますが、先ほど申し上げました事情でドル建ていたしておるわけでございます、返済のときは円でもいいわけでございます。

○石村委員 ドル借金ではない、円借金だといふことですが、ワシントンの輸出入銀行からドルで日本の政府勘定に付されるわけですか。借金自体はドル借金ではないか。ただこれを返済するとき、日本政府の選択によつて、円によつて返済してもいいといふことも

あるのですが、基本はドル借金だといふことが言われるのじゃないかと思ふのですが、どうですか。

○宮川政府委員 ドル借金という言葉の意味でございますが、ドルで借りてドルで支払うことが両方はつきりいたしておりますならば、これはドル借金と申せるのであります。建値はドルで払ひまして、積み上げの円で積み立てる、それを借りた場合に、円で返すかドルで返すか、かりに円で返すことになりましたならば、建値はドルであります。純粋にはドル借金とは申せません、かように考へるわけでありませう。

○松原委員長 この際御報告いたします。関稅定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に對しまして、黒金泰美君外二十五名提出の修正案が委員長の手元まで提出されております。これを印刷して諸君のお手元に配付いたしておきましたが、この際本修正案について提出者より趣旨の説明を聴取いたします。黒金泰美君。

案文を讀ましていただきます。関稅定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

関稅定率法の一部を改正する法律附則第十項の改正に關する部分中「同日以前で政令で定める日」を昭和三十一年九月三十日以前で政令で定める日と改める。

以上の修正は、大豆の輸入状況あるいは輸入価格、国内生産量あるいは国内の生産費、こゝろいふ各般の事情に徴しまして、政府提出の原案におきま

しては、来年度末日までに政令で定める日から関稅定率法に従つて一〇%の課稅をしようとしておりますものを、今年の九月三十日までの期限のうちで政令で定める日に短縮いたしたい、かような考へてございます。

何とぞ御賛成のほどをお願いいたします。

○松原委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終了しました。

○藤枝委員 動議を提出いたします。ただいま一括議題となつております五法律案につきましては、その質疑も大体尽されたと思ひますので、この程度にして質疑を終了し、討論を省略して直ちに採決されんことを希望いたします。

○松原委員長 ただいまの藤枝君の動議に御異議はありますか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○松原委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

これより採決に入ります。まず関稅定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

初めに本法律案に対する黒金泰美君外二十五名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○松原委員長 起立多数。よつて本修正案は可決いたしました。

次いでただいま議決いたしました修正案の修正部分を除いた原案について採決いたします。この部分に賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○松原委員長 起立多数。よつて本修正案は可決いたしました。

次いでただいま議決いたしました修正案の修正部分を除いた原案について採決いたします。この部分に賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○松原委員長 起立多数。よつて本法律案は修正議決いたしました。

次に、交付稅及び譲与稅配付金特別會計法の一部を改正する法律案、余剩農産物資金融通特別會計法の一部を改正する法律案、厚生保險特別會計法の一部を改正する法律案、船員保險特別會計法の一部を改正する法律案の四法律案を一括して採決いたします。

これら四法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○松原委員長 起立多数。よつて四法律案はいずれも原案の通り可決いたしました。

この際お諮りいたします。ただいま議決いたしました各法律案に対する委員会報告書の作成、提出手続等につきましては、先例によりまして委員長に御一任願つておきたいと存じますが、これに御異議はありますか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○松原委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

本日はこの程度にとどめ、次会は明後二十九日午前十時より開會することとし、これにて散會いたします。

午後一時二十九分散會

「参照」

交付稅及び譲与稅配付金特別會計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

余剩農産物資金融通特別會計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

厚生保險特別會計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

船員保險特別會計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

「別冊附録に掲載」

昭和三十一年三月三十日印刷

昭和三十一年三月三十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局